

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月26日

【四半期会計期間】 第106期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社大東銀行

【英訳名】 THE DAITO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木孝雄

【本店の所在の場所】 福島県郡山市中町19番1号

【電話番号】 郡山(024)925-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営部長 三浦謙一

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目29番2号  
株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3834-7511

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高橋政典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大東銀行 東京支店  
(東京都台東区台東一丁目29番2号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

|                                     |     | 平成20年度<br>中間連結<br>会計期間<br>(自平成20年<br>4月1日<br>至平成20年<br>9月30日) | 平成21年度<br>中間連結<br>会計期間<br>(自平成21年<br>4月1日<br>至平成21年<br>9月30日) | 平成22年度<br>中間連結<br>会計期間<br>(自平成22年<br>4月1日<br>至平成22年<br>9月30日) | 平成20年度<br>(自平成20年<br>4月1日<br>至平成21年<br>3月31日) | 平成21年度<br>(自平成21年<br>4月1日<br>至平成22年<br>3月31日) |
|-------------------------------------|-----|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益                              | 百万円 | 9,117   | 8,024   | 8,065   | 17,337  | 15,868  |
| 連結経常利益<br>(は連結経常損失)                 | 百万円 | 152   | 863   | 643   | 2,009   | 1,100   |
| 連結中間純利益                             | 百万円 | 202   | 682   | 437   |   |   |
| 連結当期純利益<br>(は連結当期純損失)               | 百万円 |   |   |   | 1,943   | 1,004   |
| 連結純資産額                              | 百万円 | 23,466  | 23,328  | 24,709  | 19,243  | 24,492  |
| 連結総資産額                              | 百万円 | 653,390   | 661,250   | 667,970   | 656,898                                       | 659,320                                       |
| 1株当たり純資産額                           | 円   | 184.27  | 183.00  | 192.51  | 150.69  | 190.99  |
| 1株当たり中間純利益金額                        | 円   | 1.61  | 5.44  | 3.48  |   |   |
| 1株当たり当期純利益金額<br>(は1株当たり当期純<br>損失金額) | 円   |   |   |   | 15.50   | 8.01  |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり中間純利益金額             | 円   | 1.43  | 4.84  | 3.09  |   |   |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益金額             | 円   |   |   |   |   | 7.12  |
| 自己資本比率                              | %   | 3.53  | 3.47  | 3.62  | 2.87  | 3.64  |
| 連結自己資本比率<br>(国内基準)                  | %   | 8.38  | 9.04  | 9.43  | 8.75  | 9.02  |
| 営業活動による<br>キャッシュ・フロー                | 百万円 | 922   | 4,992   | 10,173  | 905   | 7,875   |
| 投資活動による<br>キャッシュ・フロー                | 百万円 | 452   | 4,370   | 182   | 4,005   | 5,552   |
| 財務活動による<br>キャッシュ・フロー                | 百万円 | 297   | 155   | 229   | 298   | 255   |
| 現金及び現金同等物<br>の中間期末残高                | 百万円 | 48,698  | 51,796  | 63,524  |   |   |
| 現金及び現金同等物<br>の期末残高                  | 百万円 |   |   |   | 51,329  | 53,397  |
| 従業員数<br>[外、平均臨時従業員数]                | 人   | 656<br>[235]  | 670<br>[218]  | 676<br>[208]  | 640<br>[233]                                  | 651<br>[218]                                  |

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額が計上されているため記載しておりません。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次                   |     | 第104期中       | 第105期中       | 第106期中       | 第104期        | 第105期        |
|----------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月                 |     | 平成20年9月      | 平成21年9月      | 平成22年9月      | 平成21年3月      | 平成22年3月      |
| 経常収益                 | 百万円 | 8,424        | 7,359        | 7,491        | 16,002       | 14,573       |
| 経常利益<br>(は経常損失)      | 百万円 | 93           | 782          | 518          | 1,993        | 904          |
| 中間純利益                | 百万円 | 164          | 640          | 382          |              |              |
| 当期純利益<br>(は当期純損失)    | 百万円 |              |              |              | 1,858        | 888          |
| 資本金                  | 百万円 | 14,706       | 14,706       | 14,706       | 14,706       | 14,706       |
| 発行済株式総数              | 千株  | 126,286      | 126,286      | 126,286      | 126,286      | 126,286      |
| 純資産額                 | 百万円 | 22,692       | 22,608       | 23,727       | 18,601       | 23,584       |
| 総資産額                 | 百万円 | 642,015      | 651,718      | 659,987      | 646,674      | 650,514      |
| 預金残高                 | 百万円 | 604,954      | 611,257      | 618,653      | 613,066      | 611,803      |
| 貸出金残高                | 百万円 | 424,631      | 430,265      | 426,370      | 434,207      | 427,970      |
| 有価証券残高               | 百万円 | 138,160      | 136,485      | 139,899      | 128,427      | 137,983      |
| 1株当たり配当額             | 円   |              |              |              | 1.00         | 1.50         |
| 自己資本比率               | %   | 3.53         | 3.46         | 3.59         | 2.87         | 3.62         |
| 単体自己資本比率<br>(国内基準)   | %   | 8.20         | 8.86         | 9.17         | 8.57         | 8.79         |
| 従業員数<br>[外、平均臨時従業員数] | 人   | 639<br>[230] | 653<br>[213] | 659<br>[203] | 623<br>[228] | 636<br>[213] |

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

|         |              |
|---------|--------------|
| 従業員数(人) | 676<br>[208] |
|---------|--------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員320人を含んでおりません。  
2 従業員には執行役員5名を含んでおります。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

|         |              |
|---------|--------------|
| 従業員数(人) | 659<br>[203] |
|---------|--------------|

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員312人を含んでおりません。  
2 従業員には執行役員5名を含んでおります。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第2四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済動向を見ますと、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなど緩やかに回復に向けた動きが見られましたが、雇用情勢は依然厳しい状況で推移しており、また、海外景気の下振れ懸念や円高・株安の傾向が強まるなど、景気の先行きに不透明感が増しております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向においても厳しい状況にあるものの、個人消費に低調ながら持ち直しの動きが見られ、企業の生産面においても国内外における投資需要の回復等により緩やかに持ち直しの動きが見られました。

このような状況の中、当行では「第二次経営計画」に掲げる各種施策を着実に実行することで収益力の強化に努めてまいりました結果、当第2四半期連結会計期間においては以下のような経営成績となりました。

経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金が減少したことなどから、前第2四半期連結会計期間比30百万円減少し39億77百万円となりました。経常費用は株式等売却損及び保有有価証券の減損損失などから、前第2四半期連結会計期間比1億24百万円増加し38億41百万円となりました。

この結果、経常利益は1億35百万円(前第2四半期連結会計期間比1億54百万円減益)、四半期純利益は2億42百万円(同1億32百万円増益)となりました。

預金につきましては、法人預金及び公金預金が順調に推移したことなどから前連結会計年度末比69億円増加して6,184億円となりました。

貸出金につきましては、地公体向け貸出及び住宅ローンは増加したものの、先行き不透明な経済環境を受け資金需要が低調に推移したことなどから中小企業向け貸出が減少し、前連結会計年度末比13億円減少して4,264億円となりました。

有価証券につきましては、前連結会計年度末比18億円増加して1,395億円となりました。

この結果、貸倒引当金控除後の総資産の第2四半期連結会計期間末残高は前連結会計年度末比86億円増加して6,679億円となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔銀行業務〕

銀行業務では、経常収益は36億94百万円、経常利益は67百万円となりました。

〔リース業務〕

リース業務では、経常収益は1億82百万円、経常利益は9百万円となりました。

〔その他〕

その他（クレジットカード業務、信用保証業務）では、経常収益は1億49百万円、経常利益は58百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間における資金運用収支は、国内業務部門では24億75百万円、国際業務部門では39百万円となり、相殺消去後の合計では25億13百万円となりました。役務取引等収支は、全体で3億18百万円、その他業務収支は、全体で2億45百万円となりました。

| 種類        | 期別           | 国内業務部門  | 国際業務部門  | 相殺消去額( ) | 合計      |
|-----------|--------------|---------|---------|----------|---------|
|           |              | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円)  | 金額(百万円) |
| 資金運用収支    | 前第2四半期連結会計期間 | 2,584   | 46      | -        | 2,630   |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 2,475   | 39      | 1        | 2,513   |
| うち資金運用収益  | 前第2四半期連結会計期間 | 3,036   | 69      | 16       | 3,066   |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 2,789   | 54      | 12       | 2,817   |
| うち資金調達費用  | 前第2四半期連結会計期間 | 451     | 23      | 16       | 435     |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 314     | 14      | 11       | 303     |
| 役務取引等収支   | 前第2四半期連結会計期間 | 333     | 14      | 7        | 340     |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 306     | 14      | 1        | 318     |
| うち役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 575     | 29      | 43       | 562     |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 559     | 28      | 33       | 554     |
| うち役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 242     | 15      | 36       | 221     |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 253     | 14      | 31       | 235     |
| その他業務収支   | 前第2四半期連結会計期間 | 59      | 12      | 11       | 58      |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 232     | 17      | 4        | 245     |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 268     | 12      | 11       | 269     |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 435     | 17      | 4        | 449     |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 328     | -       | -        | 328     |
|           | 当第2四半期連結会計期間 | 203     | -       | -        | 203     |

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。  
 2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。  
 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間1百万円、当第2四半期連結会計期間1百万円)を控除しております。  
 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。  
 5 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、5億54百万円となりました。

役務取引等費用は、2億35百万円となりました。

| 種類           | 期別           | 国内業務部門  | 国際業務部門  | 相殺消去額( ) | 合計      |
|--------------|--------------|---------|---------|----------|---------|
|              |              | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円)  | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益      | 前第2四半期連結会計期間 | 575     | 29      | 43       | 562     |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 559     | 28      | 33       | 554     |
| うち預金・貸出業務    | 前第2四半期連結会計期間 | 122     | -       | 11       | 111     |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 127     | -       | 5        | 122     |
| うち為替業務       | 前第2四半期連結会計期間 | 162     | 29      | 0        | 191     |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 151     | 28      | 0        | 179     |
| うち証券関連業務     | 前第2四半期連結会計期間 | 0       | -       | -        | 0       |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 0       | -       | -        | 0       |
| うち代理業務       | 前第2四半期連結会計期間 | 65      | -       | -        | 65      |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 63      | -       | -        | 63      |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 3       | -       | -        | 3       |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 2       | -       | -        | 2       |
| うち保証業務       | 前第2四半期連結会計期間 | 95      | -       | 31       | 64      |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 86      | -       | 27       | 59      |
| うち投信窓販業務     | 前第2四半期連結会計期間 | 86      | -       | -        | 86      |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 96      | -       | -        | 96      |
| うち保険窓販業務     | 前第2四半期連結会計期間 | 39      | -       | -        | 39      |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 30      | -       | -        | 30      |
| 役務取引等費用      | 前第2四半期連結会計期間 | 242     | 15      | 36       | 221     |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 253     | 14      | 31       | 235     |
| うち為替業務       | 前第2四半期連結会計期間 | 29      | 15      | 0        | 43      |
|              | 当第2四半期連結会計期間 | 27      | 14      | 0        | 40      |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

| 種類      | 期別         | 国内業務部門  | 国際業務部門  | 相殺消去額( ) | 合計      |
|---------|------------|---------|---------|----------|---------|
|         |            | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円)  | 金額(百万円) |
| 預金合計    | 平成21年9月30日 | 611,150 | 107     | 487      | 610,770 |
|         | 平成22年9月30日 | 618,144 | 509     | 239      | 618,414 |
| うち流動性預金 | 平成21年9月30日 | 218,196 |         | 167      | 218,029 |
|         | 平成22年9月30日 | 225,166 |         | 119      | 225,046 |
| うち定期性預金 | 平成21年9月30日 | 389,667 |         | 320      | 389,347 |
|         | 平成22年9月30日 | 389,612 |         | 120      | 389,492 |
| うちその他   | 平成21年9月30日 | 3,285   | 107     |          | 3,393   |
|         | 平成22年9月30日 | 3,365   | 509     |          | 3,874   |
| 譲渡性預金   | 平成21年9月30日 | 3,080   |         |          | 3,080   |
|         | 平成22年9月30日 |         |         |          |         |
| 総合計     | 平成21年9月30日 | 614,230 | 107     | 487      | 613,850 |
|         | 平成22年9月30日 | 618,144 | 509     | 239      | 618,414 |

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。  
 2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。  
 3 預金の区分は次のとおりであります。  
     流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
     定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
 4 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別            | 平成21年9月30日 |        | 平成22年9月30日 |        |
|----------------|------------|--------|------------|--------|
|                | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 国内業務部門         | 429,749    | 100.00 | 426,474    | 100.00 |
| 製造業            | 33,342     | 7.76   | 32,184     | 7.55   |
| 農業, 林業         | 1,130      | 0.26   | 793        | 0.19   |
| 漁業             | 785        | 0.18   | 753        | 0.18   |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 903        | 0.21   | 796        | 0.19   |
| 建設業            | 30,547     | 7.11   | 29,125     | 6.83   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業  | 283        | 0.07   | 285        | 0.07   |
| 情報通信業          | 2,739      | 0.64   | 2,410      | 0.56   |
| 運輸業, 郵便業       | 9,991      | 2.32   | 9,139      | 2.14   |
| 卸売業, 小売業       | 29,838     | 6.94   | 29,069     | 6.82   |
| 金融業, 保険業       | 17,438     | 4.06   | 20,692     | 4.85   |
| 不動産業, 物品賃貸業    | 63,866     | 14.86  | 60,892     | 14.28  |
| 各種サービス業        | 45,833     | 10.67  | 43,255     | 10.14  |
| 地方公共団体         | 51,672     | 12.02  | 55,675     | 13.05  |
| その他            | 141,374    | 32.90  | 141,399    | 33.15  |
| 国際業務部門         |            |        |            |        |
| 政府等            |            |        |            |        |
| 金融機関           |            |        |            |        |
| その他            |            |        |            |        |
| 合計             | 429,749    |        | 426,474    |        |

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末比2億8百万円増加して635億24百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少などにより 31億33百万円(前第2四半期連結会計期間比9億33百万円増加)になりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入、有価証券の償還による収入が、有価証券の取得による支出を上回ったことなどにより33億73百万円(前第2四半期連結会計期間比32億77百万円増加)となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出などにより 31百万円(前第2四半期連結会計期間比4百万円減少)となりました。

(3) 事実上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び連結子会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

## (単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

|                         | 前中間会計期間<br>(百万円)(A) | 当中間会計期間<br>(百万円)(B) | 増減(百万円)<br>(B) - (A) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 業務粗利益                   | 5,643               | 6,104               | 460                  |
| 経費(除く臨時処理分)             | 4,406               | 4,365               | 41                   |
| 人件費                     | 2,148               | 2,183               | 34                   |
| 物件費                     | 2,032               | 1,948               | 84                   |
| 税金                      | 225                 | 233                 | 8                    |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 1,237               | 1,738               | 501                  |
| のれん償却額                  |                     |                     |                      |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前)        | 1,237               | 1,738               | 501                  |
| 一般貸倒引当金繰入額              | 78                  | 144                 | 223                  |
| 業務純益                    | 1,158               | 1,883               | 724                  |
| うち債券関係損益                | 12                  | 564                 | 551                  |
| 臨時損益                    | 376                 | 1,364               | 988                  |
| 株式関係損益                  | 29                  | 866                 | 896                  |
| 不良債権処理損失                | 372                 | 493                 | 121                  |
| 貸出金償却                   | 51                  | 221                 | 169                  |
| 個別貸倒引当金繰入額              | 269                 | 184                 | 84                   |
| その他の債権売却損等              | 51                  | 88                  | 37                   |
| その他臨時損益                 | 33                  | 3                   | 29                   |
| 経常利益                    | 782                 | 518                 | 263                  |
| 特別損益                    | 93                  | 66                  | 26                   |
| うち固定資産処分損益              | 1                   | 12                  | 11                   |
| うち減損損失                  |                     | 1                   | 1                    |
| 税引前中間純利益                | 875                 | 585                 | 289                  |
| 法人税、住民税及び事業税            | 15                  | 10                  | 4                    |
| 法人税等調整額                 | 219                 | 192                 | 26                   |
| 法人税等合計                  | 234                 | 202                 | 31                   |
| 中間純利益                   | 640                 | 382                 | 258                  |

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

|            | 前中間会計期間<br>(%) (A) | 当中間会計期間<br>(%) (B) | 増減(%)<br>(B) - (A) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| (1) 資金運用利回 | 1.96               | 1.84               | 0.12               |
| (イ) 貸出金利回  | 2.30               | 2.22               | 0.08               |
| (ロ) 有価証券利回 | 1.56               | 1.24               | 0.32               |
| (2) 資金調達原価 | 1.71               | 1.59               | 0.12               |
| (イ) 預金等利回  | 0.28               | 0.18               | 0.10               |
| (ロ) 外部負債利回 | 3.47               | 3.76               | 0.29               |
| (3) 総資金利鞘  | -                  | 0.25               | 0.25               |

(注) 1 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引を除く円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE(単体)

|                                | 前中間会計期間<br>(%) (A) | 当中間会計期間<br>(%) (B) | 増減(%)<br>(B) - (A) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前<br>・のれん償却前) | 11.97              | 14.66              | 2.69               |
| 業務純益ベース<br>(一般貸倒引当金繰入前)        | 11.97              | 14.66              | 2.69               |
| 業務純益ベース                        | 11.21              | 15.87              | 4.66               |
| 中間純利益ベース                       | 6.20               | 3.22               | 2.98               |

(注) 分母となる株主資本平均残高は、(期首純資産の部 + 中間期末純資産の部) ÷ 2 を使用しております。

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

|         | 前中間会計期間<br>(百万円) (A) | 当中間会計期間<br>(百万円) (B) | 増減(百万円)<br>(B) - (A) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 預金(末残)  | 611,257              | 618,653              | 7,396                |
| 預金(平残)  | 613,665              | 620,742              | 7,076                |
| 貸出金(末残) | 430,265              | 426,370              | 3,895                |
| 貸出金(平残) | 431,004              | 424,857              | 6,147                |

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

|    | 前中間会計期間<br>(百万円) (A) | 当中間会計期間<br>(百万円) (B) | 増減(百万円)<br>(B) - (A) |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 個人 | 481,280              | 473,534              | 7,746                |
| 法人 | 129,977              | 145,119              | 15,142               |
| 合計 | 611,257              | 618,653              | 7,396                |

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

|            | 前中間会計期間<br>(百万円)(A) | 当中間会計期間<br>(百万円)(B) | 増減(百万円)<br>(B) - (A) |
|------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 消費者ローン残高   | 143,985             | 145,402             | 1,416                |
| うち住宅ローン残高  | 134,001             | 136,025             | 2,023                |
| うちその他ローン残高 | 9,984               | 9,377               | 606                  |

(4) 中小企業等貸出金

|              |             | 前中間会計期間<br>(A) | 当中間会計期間<br>(B) | 増減<br>(B) - (A) |
|--------------|-------------|----------------|----------------|-----------------|
| 中小企業等貸出金残高   | (1) 百万円     | 343,291        | 334,724        | 8,566           |
| 総貸出金残高       | (2) 百万円     | 430,265        | 426,370        | 3,895           |
| 中小企業等貸出金比率   | (1) / (2) % | 79.78          | 78.50          | 1.28            |
| 中小企業等貸出先件数   | (3) 件       | 38,637         | 37,278         | 1,359           |
| 総貸出先件数       | (4) 件       | 38,759         | 37,399         | 1,360           |
| 中小企業等貸出先件数比率 | (3) / (4) % | 99.68          | 99.67          | 0.01            |

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

| 種類   | 前中間会計期間 |         | 当中間会計期間 |         |
|------|---------|---------|---------|---------|
|      | 口数(件)   | 金額(百万円) | 口数(件)   | 金額(百万円) |
| 手形引受 |         |         |         |         |
| 信用状  |         |         |         |         |
| 保証   | 334     | 1,313   | 321     | 1,185   |
| 計    | 334     | 1,313   | 321     | 1,185   |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目                         |                                    | 平成21年9月30日 | 平成22年9月30日 |
|----------------------------|------------------------------------|------------|------------|
|                            |                                    | 金額(百万円)    | 金額(百万円)    |
| 基本的項目<br>(Tier 1)          | 資本金                                | 14,706     | 14,706     |
|                            | うち非累積的永久優先株                        |            |            |
|                            | 新株式申込証拠金                           |            |            |
|                            | 資本剰余金                              | 1,257      | 1,257      |
|                            | 利益剰余金                              | 8,285      | 8,736      |
|                            | 自己株式( )                            | 211        | 77         |
|                            | 自己株式申込証拠金                          |            |            |
|                            | 社外流出予定額( )                         |            |            |
|                            | その他有価証券の評価差損( )                    |            |            |
|                            | 為替換算調整勘定                           |            |            |
|                            | 新株予約権                              |            |            |
|                            | 連結子法人等の少数株主持分                      | 367        | 467        |
|                            | うち海外特別目的会社の発行する<br>優先出資証券          |            |            |
|                            | 営業権相当額( )                          |            |            |
|                            | のれん相当額( )                          |            |            |
|                            | 企業結合により計上される無形固定資産相当額<br>( )       |            |            |
|                            | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )             | 789        | 659        |
|                            | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上<br>記各項目の合計額) |            |            |
|                            | 繰延税金資産の控除金額( )                     |            |            |
|                            | 計 (A)                              | 23,615     | 24,430     |
| うちステップ・アップ金利条項付の<br>優先出資証券 |                                    |            |            |

| 項目                              |                                       | 平成21年9月30日 | 平成22年9月30日 |
|---------------------------------|---------------------------------------|------------|------------|
|                                 |                                       | 金額(百万円)    | 金額(百万円)    |
| 補完的項目<br>(Tier 2)               | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の<br>差額の45%相当額     | 1,739      | 1,748      |
|                                 | 一般貸倒引当金                               | 2,120      | 1,942      |
|                                 | 負債性資本調達手段等                            | 4,110      | 4,010      |
|                                 | うち永久劣後債務                              |            |            |
|                                 | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)                  | 4,110      | 4,010      |
|                                 | 計                                     | 7,970      | 7,701      |
|                                 | うち自己資本への算入額 (B)                       | 7,064      | 6,093      |
| 控除項目                            | 控除項目 (C)                              |            |            |
| 自己資本額                           | (A) + (B) - (C) (D)                   | 30,679     | 30,523     |
| リスク・<br>アセット等                   | 資産(オン・バランス)項目                         | 311,040    | 297,357    |
|                                 | オフ・バランス取引等項目                          | 3,096      | 2,681      |
|                                 | 信用リスク・アセットの額 (E)                      | 314,136    | 300,038    |
|                                 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額<br>((G) / 8%) (F) | 25,221     | 23,451     |
|                                 | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)               | 2,017      | 1,876      |
|                                 | 計(E) + (F) (H)                        | 339,358    | 323,490    |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%) |                                       | 9.04       | 9.43       |
| (参考)Tier 1 比率 = A / H × 100(%)  |                                       | 6.95       | 7.55       |

(注) 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 項目                              |                                 | 平成21年 9 月30日 | 平成22年 9 月30日 |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|
|                                 |                                 | 金額(百万円)      | 金額(百万円)      |
| 基本的項目<br>(Tier 1)               | 資本金                             | 14,706       | 14,706       |
|                                 | うち非累積的永久優先株                     |              |              |
|                                 | 新株式申込証拠金                        |              |              |
|                                 | 資本準備金                           | 1,257        | 1,257        |
|                                 | その他資本剰余金                        |              |              |
|                                 | 利益準備金                           | 172          | 210          |
|                                 | その他利益剰余金                        | 7,654        | 8,037        |
|                                 | その他                             |              |              |
|                                 | 自己株式( )                         | 37           | 37           |
|                                 | 自己株式申込証拠金                       |              |              |
|                                 | 社外流出予定額( )                      |              |              |
|                                 | その他有価証券の評価差損( )                 |              |              |
|                                 | 新株予約権                           |              |              |
|                                 | 営業権相当額( )                       |              |              |
|                                 | のれん相当額( )                       |              |              |
|                                 | 企業結合により計上される無形固定資産相当額( )        |              |              |
|                                 | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )          | 789          | 659          |
|                                 | 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)  |              |              |
|                                 | 繰延税金資産の控除金額( )                  |              |              |
|                                 | 計 (A)                           | 22,963       | 23,513       |
| うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券          |                                 |              |              |
| うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券           |                                 |              |              |
| 補完的項目<br>(Tier 2)               | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額   | 1,739        | 1,748        |
|                                 | 一般貸倒引当金                         | 1,945        | 1,756        |
|                                 | 負債性資本調達手段等                      | 4,110        | 4,010        |
|                                 | うち永久劣後債務                        |              |              |
|                                 | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)            | 4,110        | 4,010        |
|                                 | 計                               | 7,794        | 7,515        |
| うち自己資本への算入額 (B)                 | 6,888                           | 5,907        |              |
| 控除項目                            | 控除項目 (C)                        |              |              |
| 自己資本額                           | (A) + (B) - (C) (D)             | 29,852       | 29,420       |
| リスク・アセット等                       | 資産(オン・バランス)項目                   | 309,644      | 295,599      |
|                                 | オフ・バランス取引等項目                    | 3,067        | 2,658        |
|                                 | 信用リスク・アセットの額 (E)                | 312,711      | 298,257      |
|                                 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F) | 24,100       | 22,308       |
|                                 | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)         | 1,928        | 1,784        |
|                                 | 計(E) + (F) (H)                  | 336,811      | 320,566      |
| 単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%) |                                 | 8.86         | 9.17         |
| (参考)Tier 1 比率 = A / H × 100(%)  |                                 | 6.81         | 7.33         |

(注) 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

| 債権の区分             | 平成21年9月30日 | 平成22年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
|                   | 金額(億円)     | 金額(億円)     |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 82         | 64         |
| 危険債権              | 121        | 120        |
| 要管理債権             | 34         | 31         |
| 正常債権              | 4,105      | 4,080      |

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

| 種類   | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 180,000,000 |
| 計    | 180,000,000 |

##### 【発行済株式】

| 種類   | 第2四半期会計期間末現在発行数(株)<br>(平成22年9月30日) | 提出日現在発行数(株)<br>(平成22年11月26日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容   |
|------|------------------------------------|------------------------------|----------------------------|------|
| 普通株式 | 126,286,474                        | 126,286,474                  | 東京証券取引所市場第一部               | (注)1 |
| 計    | 126,286,474                        | 126,286,474                  |                            |      |

- (注)1 発行済株式は全て完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。  
2 提出日現在発行数には、平成22年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(平成18年10月30日発行)  |   |
|--|---|
|  | 第2四半期会計期間末現在<br>(平成22年9月30日)  |
| 新株予約権の数(個)                                 | 28  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | -   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式で単元株式数は1,000株であります。   |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3                     | 15,716,526  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4                      | 103   |
| 新株予約権の行使期間                                 | 平成18年10月31日から<br>平成25年10月29日まで  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5 | 発行価格 103<br>資本組入額 (注)6  |
| 新株予約権の行使の条件                                | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 代用払込みに関する事項                                | 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。         |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | -   |
| 新株予約権付社債の残高(百万円)                           | 2,100   |

- (注)1 当行は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行しております。  
2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質  
(1) 株価の下落により、割当株式数(新株予約権の行使により割り当てられる株式数)が増加するものであり

ます。

- (2) 行使価額修正の基準 東京証券取引所の終値（5連続取引日平均）の93%  
修正の頻度 1カ月に1回
- (3) 行使価額の下限 103円  
割当株式数の上限 21,500,000株
- (4) 当行の決定による新株予約権付社債の繰上償還及び全部取得を可能とする旨の条項があります。

- 3 新株予約権の目的となる株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注)4記載の転換価額（ただし、(注)4第(1)号から第(5)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株（ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような行使請求を行わない。

- 4 新株予約権の行使時の払込をなすべき1株当たりの金額（以下「転換価額」という。）については当初173円であり、以後以下の通り修正する。

(1) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額（呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(3)号または第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円（ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円（ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(2) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主（以下「当行普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

- (3) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(3)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(4)号 に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(3)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(3)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(3)号 乃至 の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(3)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(7)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(3)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。
- 本項第(3)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(3)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (5) 本項第(3)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(3)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (7) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- 5 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注) 3 記載の交付株式数で除した金額とする。
- 6 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めの内容
- 買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株（ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような行使請求を行わない。
- 8 株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めの内容
- (1) 買取会社は、以下に定める場合を除き、本社債を発行会社以外の第三者（以下「第三者」という。）に譲渡することはできない。
- 買取会社が、本契約に基づき買い取った本社債を対象とした有価証券管理処分信託を設定する目的で、買取会社が任意に選択する信託銀行に譲渡する場合、ただし、有価証券管理処分信託に基づき買取会社が保有することとなる信託受益権は第三者に譲渡することはできない。
- 買取会社が、過半数を出資する連結子会社である証券会社に譲渡する場合、ただし、譲渡に際しては、本社債にかかわる買取会社の権利義務は、全て譲渡先である証券会社に継承されるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、買取会社及び前項に規定される譲渡先が、本社債に付された新株予約権の行使により発行または移転される発行会社普通株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

| 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(平成18年10月30日発行)             |  |  |
|---|--|--|
|   | 第1四半期会計期間<br>(平成22年4月1日から<br>平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間<br>(平成22年7月1日から<br>平成22年9月30日まで) |
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)           |  |  |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)                             |  |  |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)                           |  |  |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)                           |  |  |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)  | 12   | 12   |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(数)   | 5,783,474                                  | 5,783,474                                  |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | 156.41                                     | 156.41                                     |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | 900  | 900  |

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                      | 発行済株式<br>総数増減数<br>(千株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(千株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成22年7月1日～<br>平成22年9月30日 |                        | 126,286               |                | 14,706,440    |                      | 1,257,040           |

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称   | 住所   | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
|--|--|---------------|------------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社(信託口)  | 東京都中央区晴海一丁目8番11号   | 8,174         | 6.47                               |
| 大東銀行行員持株会  | 福島県郡山市中町19番1号  | 3,333         | 2.63                               |
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社(信託口4)   | 東京都中央区晴海一丁目8番11号   | 3,088         | 2.44                               |
| 株式会社損害保険ジャパン   | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  | 2,925         | 2.31                               |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE<br>PORTFOLIO<br>(常任代理人 シティバンク銀行<br>株式会社) | 1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA<br>MONICA, CA 90401 USA<br>(東京都品川区東品川二丁目3番14号) | 2,183         | 1.72                               |
| 株式会社南日本銀行  | 鹿児島県鹿児島市山下町1番1号  | 2,167         | 1.71                               |
| 株式会社東邦銀行   | 福島県福島市大町3番25号  | 1,965         | 1.55                               |
| 株式会社東和銀行   | 群馬県前橋市本町二丁目12番6号   | 1,918         | 1.51                               |
| 株式会社豊和銀行   | 大分県大分市王子中町4番10号  | 1,276         | 1.01                               |
| 株式会社大光銀行   | 新潟県長岡市大手通一丁目5番6号   | 1,151         | 0.91                               |
| 計  |  | 28,181        | 22.31                              |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| 区分             | 株式数(株)                      | 議決権の数(個) | 内容                        |
|----------------|-----------------------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式         |                             |          |                           |
| 議決権制限株式(自己株式等) |                             |          |                           |
| 議決権制限株式(その他)   |                             |          |                           |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式)<br>普通株式<br>196,000 |          | 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他)   | 普通株式<br>125,138,000         | 125,138  | 同上                        |
| 単元未満株式         | 普通株式<br>952,474             |          | 同上                        |
| 発行済株式総数        | 126,286,474                 |          |                           |
| 総株主の議決権        |                             | 125,138  |                           |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式268株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| 所有者の氏名<br>又は名称       | 所有者の住所     | 自己名義<br>所有株式数<br>(株) | 他人名義<br>所有株式数<br>(株) | 所有株式数<br>の合計<br>(株) | 発行済株式<br>総数に対する<br>所有株式数<br>の割合(%) |
|----------------------|------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式)<br>株式会社大東銀行 | 郡山市中町19番1号 | 196,000              |                      | 196,000             | 0.15                               |
| 計                    |            | 196,000              |                      | 196,000             | 0.15                               |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別    | 平成22年<br>4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|----|----|----|----|----|
| 最高(円) | 79          | 74 | 70 | 66 | 64 | 60 |
| 最低(円) | 66          | 65 | 64 | 60 | 57 | 57 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の詳細】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

|                    | 前中間連結会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間末<br>(平成22年9月30日)  | 前連結会計年度の<br>要約連結貸借対照表<br>(平成22年3月31日) |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| <b>資産の部</b>        |                             |                             |                                       |
| 現金預け金              | 8 61,079                    | 8 68,530                    | 8 59,611                              |
| コールローン及び買入手形       | 5,000                       | 5,352                       | 5,000                                 |
| 金銭の信託              | 1 2,662                     | 1 2,669                     | 1 2,686                               |
| 有価証券               | 8, 14 136,181               | 8, 14 139,585               | 8, 14 137,700                         |
| 貸出金                | 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 429,749 | 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 426,474 | 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 427,838           |
| 外国為替               | 218                         | 337                         | 509                                   |
| リース債権及びリース投資資産     | 1,442                       | 1,340                       | 1,348                                 |
| その他資産              | 8 3,662                     | 8 4,890                     | 8 5,033                               |
| 有形固定資産             | 10, 11 14,457               | 10, 11 14,081               | 10, 11 14,161                         |
| 無形固定資産             | 1,474                       | 1,273                       | 1,413                                 |
| 繰延税金資産             | 3,010                       | 2,549                       | 2,966                                 |
| 支払承諾見返             | 9,633                       | 7,556                       | 8,490                                 |
| 貸倒引当金              | 7,321                       | 6,669                       | 7,439                                 |
| <b>資産の部合計</b>      | <b>661,250</b>              | <b>667,970</b>              | <b>659,320</b>                        |
| <b>負債の部</b>        |                             |                             |                                       |
| 預金                 | 8 610,770                   | 8 618,414                   | 8 611,451                             |
| 譲渡性預金              | 3,080                       | -                           | -                                     |
| 借用金                | 12 2,010                    | 12 1,910                    | 12 1,910                              |
| 新株予約権付社債           | 13 2,100                    | 13 2,100                    | 13 2,100                              |
| その他負債              | 4,759                       | 7,619                       | 5,267                                 |
| 賞与引当金              | 150                         | 146                         | 156                                   |
| 退職給付引当金            | 3,131                       | 3,121                       | 3,133                                 |
| 利息返還損失引当金          | 48                          | 43                          | 42                                    |
| 睡眠預金払戻損失引当金        | 132                         | 159                         | 144                                   |
| 偶発損失引当金            | 95                          | 180                         | 121                                   |
| 繰延税金負債             | 42                          | 42                          | 42                                    |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 10 1,967                    | 10 1,967                    | 10 1,967                              |
| 支払承諾               | 9,633                       | 7,556                       | 8,490                                 |
| <b>負債の部合計</b>      | <b>637,922</b>              | <b>643,260</b>              | <b>634,827</b>                        |
| <b>純資産の部</b>       |                             |                             |                                       |
| 資本金                | 14,706                      | 14,706                      | 14,706                                |
| 資本剰余金              | 1,257                       | 1,257                       | 1,257                                 |
| 利益剰余金              | 8,285                       | 8,736                       | 8,508                                 |
| 自己株式               | 211                         | 77                          | 77                                    |
| <b>株主資本合計</b>      | <b>24,036</b>               | <b>24,623</b>               | <b>24,394</b>                         |
| その他有価証券評価差額金       | 2,973                       | 2,298                       | 2,239                                 |
| 土地再評価差額金           | 10 1,897                    | 10 1,917                    | 10 1,897                              |
| 評価・換算差額等合計         | 1,076                       | 380                         | 342                                   |
| 少数株主持分             | 367                         | 467                         | 440                                   |
| <b>純資産の部合計</b>     | <b>23,328</b>               | <b>24,709</b>               | <b>24,492</b>                         |
| <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>661,250</b>              | <b>667,970</b>              | <b>659,320</b>                        |

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

|                | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の<br>要約連結損益計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|----------------|---|---|---|
| 経常収益           | 8,024   | 8,065   | 15,868  |
| 資金運用収益         | 6,137   | 5,735   | 12,036  |
| (うち貸出金利息)      | 5,062   | 4,817   | 10,018  |
| (うち有価証券利息配当金)  | 1,016   | 882   | 1,916   |
| 役務取引等収益        | 1,182   | 1,180   | 2,384   |
| その他業務収益        | 513   | 967   | 1,089   |
| その他経常収益        | 190   | 181   | 357   |
| 経常費用           | 7,161   | 7,422   | 14,768  |
| 資金調達費用         | 897   | 613   | 1,641   |
| (うち預金利息)       | 861   | 576   | 1,561   |
| 役務取引等費用        | 445   | 474   | 834   |
| その他業務費用        | 565   | 386   | 992   |
| 営業経費           | 4,687   | 4,663   | 9,332   |
| その他経常費用        | 564   | 1,284   | 1,967   |
| 経常利益           | 863   | 643   | 1,100   |
| 特別利益           | 94  | 92  | 200   |
| 固定資産処分益        | -   | -   | 0   |
| 償却債権取立益        | 94  | 92  | 199   |
| 特別損失           | 1   | 25  | 21  |
| 固定資産処分損        | 1   | 12  | 21  |
| 減損損失           | -   | 2   | 1   |
| その他の特別損失       | -   | 3   | 11  |
| 税金等調整前中間純利益    | 956   | 710   | 1,278   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 28  | 20  | 47  |
| 法人税等調整額        | 235   | 213   | 196   |
| 法人税等合計         | 264   | 233   | 243   |
| 少数株主損益調整前中間純利益 |   | 476   |   |
| 少数株主利益         | 8   | 38  | 30  |
| 中間純利益          | 682   | 437   | 1,004   |

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

|               | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月 30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月 30日) | 前連結会計年度の<br>連結株主資本等<br>変動計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月 31日) |
|---------------|--|--|---|
| <b>株主資本</b>   |  |  |   |
| <b>資本金</b>    |  |  |   |
| 前期末残高         | 14,706   | 14,706   | 14,706  |
| 当中間期変動額       |  |  |   |
| 当中間期変動額合計     | -  | -  | -   |
| 当中間期末残高       | 14,706   | 14,706   | 14,706  |
| <b>資本剰余金</b>  |  |  |   |
| 前期末残高         | 1,270  | 1,257  | 1,270   |
| 当中間期変動額       |  |  |   |
| 自己株式の処分       | 13   | -  | 13  |
| 当中間期変動額合計     | 13   | -  | 13  |
| 当中間期末残高       | 1,257  | 1,257  | 1,257   |
| <b>利益剰余金</b>  |  |  |   |
| 前期末残高         | 7,733  | 8,508  | 7,733   |
| 当中間期変動額       |  |  |   |
| 剰余金の配当        | 124  | 188  | 124   |
| 中間純利益         | 682  | 437  | 1,004   |
| 自己株式の処分       | 5  | 0  | 104   |
| 土地再評価差額金の取崩   | -  | 20   | -   |
| 当中間期変動額合計     | 551  | 228  | 775   |
| 当中間期末残高       | 8,285  | 8,736  | 8,508   |
| <b>自己株式</b>   |  |  |   |
| 前期末残高         | 240  | 77   | 240   |
| 当中間期変動額       |  |  |   |
| 自己株式の取得       | 0  | 0  | 0   |
| 自己株式の処分       | 29   | 0  | 163   |
| 当中間期変動額合計     | 28   | 0  | 163   |
| 当中間期末残高       | 211  | 77   | 77  |
| <b>株主資本合計</b> |  |  |   |
| 前期末残高         | 23,469   | 24,394   | 23,469  |
| 当中間期変動額       |  |  |   |
| 剰余金の配当        | 124  | 188  | 124   |
| 中間純利益         | 682  | 437  | 1,004   |
| 自己株式の取得       | 0  | 0  | 0   |
| 自己株式の処分       | 9  | 0  | 45  |
| 土地再評価差額金の取崩   | -  | 20   | -   |
| 当中間期変動額合計     | 567  | 228  | 924   |
| 当中間期末残高       | 24,036   | 24,623   | 24,394  |

(単位：百万円)

|                       | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の<br>連結株主資本等<br>変動計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|-----------------------|---|---|--|
| <b>評価・換算差額等</b>       |   |   |  |
| <b>その他有価証券評価差額金</b>   |   |   |  |
| 前期末残高                 | 6,473   | 2,239   | 6,473  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,499   | 58  | 4,233  |
| 当中間期変動額合計             | 3,499   | 58  | 4,233  |
| 当中間期末残高               | 2,973   | 2,298   | 2,239  |
| <b>土地再評価差額金</b>       |   |   |  |
| 前期末残高                 | 1,897   | 1,897   | 1,897  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | -   | 20  | -  |
| 当中間期変動額合計             | -   | 20  | -  |
| 当中間期末残高               | 1,897   | 1,917   | 1,897  |
| <b>評価・換算差額等合計</b>     |   |   |  |
| 前期末残高                 | 4,576   | 342   | 4,576  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,499   | 38  | 4,233  |
| 当中間期変動額合計             | 3,499   | 38  | 4,233  |
| 当中間期末残高               | 1,076   | 380   | 342  |
| <b>少数株主持分</b>         |   |   |  |
| 前期末残高                 | 349   | 440   | 349  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 17  | 26  | 90   |
| 当中間期変動額合計             | 17  | 26  | 90   |
| 当中間期末残高               | 367   | 467   | 440  |
| <b>純資産合計</b>          |   |   |  |
| 前期末残高                 | 19,243  | 24,492  | 19,243   |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 剰余金の配当                | 124   | 188   | 124  |
| 中間純利益                 | 682   | 437   | 1,004  |
| 自己株式の取得               | 0   | 0   | 0  |
| 自己株式の処分               | 9   | 0   | 45   |
| 土地再評価差額金の取崩           | -   | 20  | -  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 3,517   | 11  | 4,324  |
| 当中間期変動額合計             | 4,084   | 217   | 5,249  |
| 当中間期末残高               | 23,328  | 24,709  | 24,492   |

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

|                         | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の<br>連結キャッシュ・フロー<br>計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        |   |   |  |
| 税金等調整前中間純利益             | 956   | 710   | 1,278  |
| 減価償却費                   | 609   | 519   | 1,221  |
| 減損損失                    | -   | 1   | -  |
| 貸倒引当金の増減( )             | 944   | 769   | 827  |
| 賞与引当金の増減額( は減少)         | 14  | 10  | 20   |
| 退職給付引当金の増減額( は減少)       | 8   | 11  | 7  |
| 利息返還損失引当金の増減額( は減少)     | 25  | 1   | 18   |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減( )       | 3   | 14  | 15   |
| 偶発損失引当金の増減額( は減少)       | 15  | 58  | 41   |
| 資金運用収益                  | 6,137   | 5,735   | 12,036   |
| 資金調達費用                  | 897   | 613   | 1,641  |
| 有価証券関係損益( )             | 34  | 302   | 226  |
| 為替差損益( は益)              | 0   | 0   | 1  |
| 固定資産処分損益( は益)           | 1   | 12  | 21   |
| 貸出金の純増( )減              | 3,598   | 1,363   | 5,509  |
| 預金の純増減( )               | 1,539   | 6,963   | 858  |
| 譲渡性預金の純増減( )            | 3,080   | -   | -  |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( ) | 33  | -   | 33   |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減    | 746   | 1,207   | 2,322  |
| コールローン等の純増( )減          | -   | 352   | -  |
| コールマネー等の純増減( )          | 39  | -   | 39   |
| 外国為替(資産)の純増( )減         | 93  | 172   | 197  |
| 外国為替(負債)の純増減( )         | 0   | -   | 0  |
| リース債権及びリース投資資産の純増( )減   | 67  | 7   | 161  |
| 資金運用による収入               | 6,115   | 5,817   | 12,063   |
| 資金調達による支出               | 851   | 975   | 2,211  |
| その他                     | 209   | 277   | 428  |
| 小計                      | 5,000   | 10,189  | 7,901  |
| 法人税等の支払額                | 8   | 16  | 26   |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        | 4,992   | 10,173  | 7,875  |

(単位：百万円)

|                         | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度の<br>連結キャッシュ・フロー<br>計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|-------------------------|---|---|--|
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b> |   |   |  |
| 有価証券の取得による支出            | 18,834  | 33,776  | 43,193   |
| 有価証券の売却による収入            | 3,458   | 17,823  | 12,506   |
| 有価証券の償還による収入            | 11,220  | 16,422  | 25,642   |
| 金銭の信託の増加による支出           | -   | -   | 12   |
| 金銭の信託の減少による収入           | 10  | 16  | -  |
| 有形固定資産の取得による支出          | 105   | 243   | 255  |
| 無形固定資産の取得による支出          | 120   | 59  | 245  |
| 有形固定資産の売却による収入          | -   | 0   | 6  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        | 4,370   | 182   | 5,552  |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b> |   |   |  |
| 劣後特約付借入金の返済による支出        | -   | -   | 100  |
| リース債務の返済による支出           | 40  | 40  | 81   |
| 配当金の支払額                 | 122   | 185   | 123  |
| 少数株主への配当金の支払額           | 2   | 2   | 2  |
| 自己株式の取得による支出            | 0   | 0   | 0  |
| 自己株式の売却による収入            | 11  | 0   | 0  |
| 子会社の所有する親会社株式の売却による収入   | -   | -   | 52   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー        | 155   | 229   | 255  |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額        | 0   | 0   | 1  |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少)      | 466   | 10,126  | 2,068  |
| 現金及び現金同等物の期首残高          | 51,329  | 53,397  | 51,329   |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高        | 1 51,796                                      | 1 63,524                                      | 1 53,397   |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

|                        | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)   |
|------------------------|--|--|---|
| 1 連結の範囲に関する事項          | (1) 連結子会社 2社<br>株式会社大東クレジットサービス<br>株式会社大東リース<br><br>(2) 非連結子会社<br>該当ありません。   | (1) 連結子会社 2社<br>株式会社大東クレジットサービス<br>株式会社大東リース<br><br>(2) 非連結子会社<br>該当ありません。   | (1) 連結子会社 2社<br>主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。<br>当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。これによる連結の範囲に変更はありません。<br>(会計方針の変更)<br>当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。<br>(2) 非連結子会社<br>該当ありません。 |
| 2 持分法の適用に関する事項         | (1) 持分法適用の非連結子会社<br>該当ありません。<br>(2) 持分法適用の関連会社<br>該当ありません。<br>(3) 持分法非適用の非連結子会社<br>該当ありません。<br>(4) 持分法非適用の関連会社<br>該当ありません。 | (1) 持分法適用の非連結子会社<br>該当ありません。<br>(2) 持分法適用の関連会社<br>該当ありません。<br>(3) 持分法非適用の非連結子会社<br>該当ありません。<br>(4) 持分法非適用の関連会社<br>該当ありません。 | (1) 持分法適用の非連結子会社<br>該当ありません。<br>(2) 持分法適用の関連会社<br>該当ありません。<br>(3) 持分法非適用の非連結子会社<br>該当ありません。<br>(4) 持分法非適用の関連会社<br>該当ありません。  |
| 3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項 | 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。<br>9月末日 2社   | 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。<br>9月末日 2社   | 連結子会社の決算日は次のとおりであります。<br>3月末日 2社  |
| 4 開示対象特別目的会社に関する事項     | 該当ありません。   | 該当ありません。   | 該当ありません。  |

|                | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)   | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)  |
|----------------|--|---|---|
| 5 会計処理基準に関する事項 | <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法<br/>商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。<br/>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。<br/>(追加情報)<br/>売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末日においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,075百万円増加、「繰延税金資産」は208百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は867百万円増加しております。<br/>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> | <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法<br/>同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。<br/>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> | <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法<br/>同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法<br/>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。<br/>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)  |
|--|---|---|---|
|  | (3) デリバティブ取引の評<br>価基準及び評価方法<br>デリバティブ取引の評価<br>は、時価法により行って<br>おります。  | (3) デリバティブ取引の評<br>価基準及び評価方法<br>同 左  | (3) デリバティブ取引の評<br>価基準及び評価方法<br>同 左  |
|  | (4) 減価償却の方法<br>有形固定資産<br>有形固定資産は、主とし<br>て定率法(ただし、平成<br>10年4月1日以後に取<br>得した建物(建物附属<br>設備を除く。))につい<br>ては、定額法)を採用し、<br>年間減価償却費見積額<br>を期間により按分し計<br>上しております。<br>また、主な耐用年数は次<br>のとおりであります。<br>建物 : 5年~50年<br>その他 : 3年~20年 | (4) 減価償却の方法<br>有形固定資産<br>有形固定資産は、主とし<br>て定率法(ただし、平成<br>10年4月1日以後に取<br>得した建物(建物附属<br>設備を除く。))につい<br>ては、定額法)を採用し、<br>年間減価償却費見積額<br>を期間により按分し計<br>上しております。<br>また、主な耐用年数は次<br>のとおりであります。<br>建物 : 6年~50年<br>その他 : 3年~20年 | (4) 減価償却の方法<br>有形固定資産<br>有形固定資産は、主とし<br>て定率法(ただし、平<br>成10年4月1日以後に<br>取得した建物(建物附<br>属設備を除く。)につ<br>いては定額法)を採用<br>しております。また、主<br>な耐用年数は次のとお<br>りであります。<br>建物 : 5年~50年<br>その他 : 3年~20年        |
|  | 無形固定資産(リース<br>資産を除く)<br>無形固定資産は、定<br>額法により償却してお<br>ります。なお、自社利用<br>のソフトウェアについ<br>ては、当行及び連結子<br>会社で定める利用可能<br>期間(主として5年)<br>に基づいて償却してお<br>ります。  | 無形固定資産(リース<br>資産を除く)<br>同 左   | 無形固定資産(リー<br>ス資産を除く)<br>無形固定資産は、定<br>額法により償却してお<br>ります。なお、自社利用<br>のソフトウェアについ<br>ては、当行及び連結子<br>会社で定める利用可能<br>期間(主として5年)<br>に基づいて償却してお<br>ります。  |
|  | リース資産<br>所有権移転外ファイ<br>ナンス・リース取引に<br>係る「無形固定資産」<br>中のリース資産は、<br>リース期間を耐用年数<br>とした定額法によっ<br>ております。なお、残<br>存価額については、<br>リース契約上に残<br>価保証の取決めがあ<br>るものは当該残価保<br>証額とし、それ以外<br>のものは零として<br>おります。                           | リース資産<br>同 左  | リース資産<br>所有権移転外ファイ<br>ナンス・リース取引に<br>係る「無形固定資産」<br>中のリース資産は、<br>リース期間を耐用年<br>数とした定額法によ<br>っております。なお、<br>残存価額については、<br>リース契約上に残<br>価保証の取決めがあ<br>るものは当該残価保<br>証額とし、それ以外<br>のものは零として<br>おります。 |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)   | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)   |
|--|---|--|--|
|  | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準<br/>当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準<br/>当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> | <p>(5) 貸倒引当金の計上基準<br/>当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)   | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)   | 前連結会計年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)   |
|--|---|---|---|
|  | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,657百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,404百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,866百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> |
|  | <p>(6) 賞与引当金の計上基準<br/>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>   | <p>(6) 賞与引当金の計上基準<br/>同 左</p>   | <p>(6) 賞与引当金の計上基準<br/>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>   |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)   | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日) | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)  |
|--|--|--|---|
|  | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>        | <p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は287百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生翌連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p> |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)                               |
|--|---|---|--|
|  | (8) 利息返還損失引当金の計上基準<br>利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。 | (8) 利息返還損失引当金の計上基準<br>同左  | (8) 利息返還損失引当金の計上基準<br>同左   |
|  | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準<br>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。     | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準<br>同左  | (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準<br>同左   |
|  | (10) 偶発損失引当金の計上基準<br>偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。                    | (10) 偶発損失引当金の計上基準<br>同左   | (10) 偶発損失引当金の計上基準<br>同左  |
|  | (11) 外貨建資産・負債の換算基準<br>当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。                                      | (11) 外貨建資産・負債の換算基準<br>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。<br>なお、連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。 | (11) 外貨建資産・負債の換算基準<br>当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)   | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)   |
|--|--|---|--|
|  | <p>(12) リース取引の処理方法<br/>(借手)<br/>該当ございません。<br/>(貸手)<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。<br/>リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。<br/>また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は4百万円増加しております。</p> | <p>(12) リース取引の処理方法<br/>(借手) 同左<br/>(貸手)<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。<br/>リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。<br/>また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は6百万円増加しております。</p> | <p>(12) リース取引の処理方法<br/>(借手) 同左<br/>(貸手)<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。<br/>リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。<br/>また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は10百万円増加しております。</p> |

|  | 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)     | 前連結会計年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)       |
|--|--|---|---|
|  | <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法<br/>(イ) 金利リスク・ヘッジ<br/>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> | <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法<br/>(イ) 金利リスク・ヘッジ<br/>同 左</p> | <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法<br/>(イ) 金利リスク・ヘッジ<br/>同 左</p> |

|                               | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)                          |
|-------------------------------|---|---|---|
|                               | (口) 為替変動リスク・ヘッジ<br>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。<br>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 | (口) 為替変動リスク・ヘッジ<br>同 左  | (口) 為替変動リスク・ヘッジ<br>同 左  |
|                               |   | (14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲<br>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 |   |
|                               | (15) 消費税等の会計処理<br>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  | (15) 消費税等の会計処理<br>同 左   | (15) 消費税等の会計処理<br>同 左   |
| 6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。   |   | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)  |
|--|--|--|
| <p>(連結の範囲に関する適用指針)<br/>「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p> | <p>(資産除去債務に関する会計基準)<br/>当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。<br/>これにより、経常利益は0百万円、税金等調整前中間純利益は6百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は7百万円であります。</p> | <p>(金融商品に関する会計基準)<br/>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> |

【表示方法の変更】

|  |  |
|--|--|
| <p>前中間連結会計期間<br/>(自 平成21年 4月 1日<br/>至 平成21年 9月30日)</p> | <p>当中間連結会計期間<br/>(自 平成22年 4月 1日<br/>至 平成22年 9月30日)</p>   |
|  | <p>(中間連結損益計算書関係)<br/>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p> |

【追加情報】

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>前中間連結会計期間<br/>(自 平成21年 4月 1日<br/>至 平成21年 9月30日)</p> | <p>当中間連結会計期間<br/>(自 平成22年 4月 1日<br/>至 平成22年 9月30日)</p> | <p>前連結会計年度<br/>(自 平成21年 4月 1日<br/>至 平成22年 3月31日)</p>  |
|  |  | <p>(賃貸等不動産関係)<br/>当連結会計年度末から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。</p> |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間末<br>(平成22年9月30日)  | 前連結会計年度末<br>(平成22年3月31日)   |
|---|---|--|
| <p>1 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,730百万円、延滞債権額は18,963百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は291百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,129百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>1 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,444百万円、延滞債権額は17,571百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は128百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,983百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>1 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,848百万円、延滞債権額は18,046百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は296百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,686百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間連結会計期間末<br>(平成21年9月30日)   | 当中間連結会計期間末<br>(平成22年9月30日)   | 前連結会計年度末<br>(平成22年3月31日)   |
|--|--|--|
| <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,114百万円であります。なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の間中間連結会計期間末残高の総額は、8,290百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,094百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。<br/>担保に供している資産<br/>有価証券 11,971百万円<br/>その他資産 5百万円<br/>現金預け金 5百万円<br/>担保資産に対応する債務<br/>預金 2,405百万円<br/>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,101百万円を差し入れております。<br/>また、その他資産のうち、敷金は108百万円、保証金は44百万円あります。</p> | <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,127百万円あります。なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の間中間連結会計期間末残高の総額は、6,347百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,848百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。<br/>担保に供している資産<br/>有価証券 12,039百万円<br/>その他資産 5百万円<br/>現金預け金 5百万円<br/>担保資産に対応する債務<br/>預金 2,637百万円<br/>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,843百万円を差し入れております。<br/>また、その他資産のうち、敷金は99百万円、保証金は42百万円あります。</p> | <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,877百万円あります。なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の間中間連結会計年度末残高の総額は7,274百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,943百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。<br/>担保に供している資産<br/>有価証券 11,996百万円<br/>その他資産 5百万円<br/>現金預け金 5百万円<br/>担保資産に対応する債務<br/>預金 2,134百万円<br/>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券19,220百万円を差し入れております。<br/>また、その他資産のうち敷金は109百万円、保証金は43百万円あります。</p> |

| 前中間連結会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間連結会計期間末<br>(平成22年9月30日)  | 前連結会計年度末<br>(平成22年3月31日)  |
|---|---|---|
| <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,600百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が38,200百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,997百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が33,597百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,691百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が35,591百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> |

| 前中間連結会計期間末<br>(平成21年9月30日)   | 当中間連結会計期間末<br>(平成22年9月30日)   | 前連結会計年度末<br>(平成22年3月31日)   |
|--|--|--|
| <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日<br/>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,432百万円</p> | <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日<br/>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,646百万円</p> | <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日<br/>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,432百万円</p> |
| <p>11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,309百万円</p>   | <p>11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,676百万円</p>   | <p>11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,614百万円</p>   |
| <p>12 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>   | <p>12 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>   | <p>12 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>   |
| <p>13 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。</p>  | <p>13 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。</p>  | <p>13 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。</p>  |
| <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,626百万円であります。</p>   | <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,158百万円あります。</p>  | <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,280百万円あります。</p>  |

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)                             | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日) |               |    |               |      |       |       |   |   |
|--|---|--|---------------|----|---------------|------|-------|-------|---|---|
| <p>1 その他経常費用には、貸出金償却 57百万円、貸倒引当金繰入額 339百万円及び株式等償却 46百万円を含んでおります。</p> | <p>1 その他経常費用には、貸出金償却 226百万円、貸倒引当金繰入額 47百万円、株式等売却損 227百万円及び株式等償却 646百万円を含んでおります。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="595 752 933 873"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失<br/>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県内</td> <td>営業用資産</td> <td>土地・建物</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>3 その他の特別損失には、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額が6百万円含まれております。</p> | 場所                                     | 主な用途          | 種類 | 減損損失<br>(百万円) | 福島県内 | 営業用資産 | 土地・建物 | 1 | <p>1 その他の経常費用には、貸出金償却 313百万円、株式等償却 349百万円及び株式等売却損 101百万円を含んでおります。</p> |
| 場所   | 主な用途  | 種類                                     | 減損損失<br>(百万円) |    |               |      |       |       |   |   |
| 福島県内   | 営業用資産   | 土地・建物                                  | 1             |    |               |      |       |       |   |   |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

|       | 前連結会計年度<br>末株式数 | 当中間連結会計<br>期間増加株式数 | 当中間連結会計<br>期間減少株式数 | 当中間連結会計<br>期間末株式数 | 摘要  |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 |                 |                    |                    |                   |     |
| 普通株式  | 126,286         |                    |                    | 126,286           |     |
| 自己株式  |                 |                    |                    |                   |     |
| 普通株式  | 906             | 9                  | 99                 | 816               | (注) |

(注) 自己株式の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少99千株は、単元未満株式の買増し請求による減少3千株及び連結子会社の売却96千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たりの<br>金額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成21年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 126百万円 | 1円00銭        | 平成21年3月31日 | 平成21年6月22日 |

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

|       | 前連結会計年度<br>末株式数 | 当中間連結会計<br>期間増加株式数 | 当中間連結会計<br>期間減少株式数 | 当中間連結会計<br>期間末株式数 | 摘要  |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 |                 |                    |                    |                   |     |
| 普通株式  | 126,286         |                    |                    | 126,286           |     |
| 自己株式  |                 |                    |                    |                   |     |
| 普通株式  | 353             | 4                  | 0                  | 356               | (注) |

(注) 自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成22年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 189百万円 | 1円50銭        | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

|       | 前連結会計年度<br>末株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末株式数 | 摘要  |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 発行済株式 |                 |                  |                  |                 |     |
| 普通株式  | 126,286         |                  |                  | 126,286         |     |
| 自己株式  |                 |                  |                  |                 |     |
| 普通株式  | 906             | 11               | 564              | 353             | (注) |

(注) 自己株式の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少564千株は、単元未満株式の買増し請求による減少3千株及び連結子会社による自己株式の売却560千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 平成21年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 126百万円 | 1円00銭        | 平成21年3月31日 | 平成21年6月22日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------|-------|--------------|----------------|----------------|
| 平成22年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 189百万円 | 利益剰余金 | 1円50銭        | 平成22年<br>3月31日 | 平成22年<br>6月28日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)                  | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)                  | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)                |
|---|---|---|
| 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>(単位:百万円) | 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>(単位:百万円) | 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係<br>(単位:百万円) |
| 平成21年9月30日現在  | 平成22年9月30日現在  | 平成22年3月31日現在  |
| 現金預け金勘定 61,079  | 現金預け金勘定 68,530  | 現金預け金勘定 59,611  |
| 定期預け金 7,005   | 定期預け金 3,005   | 定期預け金 4,005   |
| 当座預け金 48  | 当座預け金 26  | 当座預け金 30  |
| 普通預け金 2,230   | 普通預け金 1,974   | 普通預け金 2,178   |
| 現金及び現金同等物 51,796  | 現金及び現金同等物 63,524  | 現金及び現金同等物 53,397                                      |

[次へ](#)

(リース取引関係)

| 前中間連結会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間連結会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前連結会計年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
|--|---|---|------------------|-------|--|---------|---|-------|--------|--|---------|-------|-------------|---|-----|-------------|-----|-------|-----|-------|----|--|--|----------------|------------------|------|--|-----|-------------|--|-----|-------------|--|-----|-------------|--|-----|-------------|--|----|-----|--|----|--|--|----------------|------------------|------|--|-----|-------------|--|-----|-------------|--|-----|-------------|--|-----|-------------|--|----|-----|--|----|
| <p>1 ファイナンス・リース取引<br/>(借手側)<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>リース資産の内容<br/>・無形固定資産<br/>ソフトウェアであります。<br/>リース資産の減価償却の方法<br/>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸手側)<br/>(1)リース投資資産の内訳<br/>リース料債権部分 1,664百万円<br/>見積残存価額部分 9百万円<br/>受取利息相当額 231百万円<br/>リース投資資産 1,442百万円</p> <p>(2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権<br/>(百万円)</th> <th>リース投資資産<br/>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td></td><td>536</td></tr> <tr><td>1年超<br/>2年以内</td><td></td><td>423</td></tr> <tr><td>2年超<br/>3年以内</td><td></td><td>323</td></tr> <tr><td>3年超<br/>4年以内</td><td></td><td>225</td></tr> <tr><td>4年超<br/>5年以内</td><td></td><td>100</td></tr> <tr><td>5年超</td><td></td><td>55</td></tr> </tbody> </table> |   | リース債権<br>(百万円)                              | リース投資資産<br>(百万円) | 1年以内  |  | 536     | 1年超<br>2年以内   |       | 423    | 2年超<br>3年以内  |         | 323   | 3年超<br>4年以内 |   | 225 | 4年超<br>5年以内 |     | 100   | 5年超 |       | 55 | <p>1 ファイナンス・リース取引<br/>(借手側)<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>リース資産の内容<br/>同 左<br/>リース資産の減価償却の方法<br/>同 左</p> <p>(貸手側)<br/>(1)リース投資資産の内訳<br/>リース料債権部分 1,529百万円<br/>見積残存価額部分 11百万円<br/>受取利息相当額 200百万円<br/>リース投資資産 1,340百万円</p> <p>(2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権<br/>(百万円)</th> <th>リース投資資産<br/>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td></td><td>498</td></tr> <tr><td>1年超<br/>2年以内</td><td></td><td>401</td></tr> <tr><td>2年超<br/>3年以内</td><td></td><td>304</td></tr> <tr><td>3年超<br/>4年以内</td><td></td><td>181</td></tr> <tr><td>4年超<br/>5年以内</td><td></td><td>92</td></tr> <tr><td>5年超</td><td></td><td>49</td></tr> </tbody> </table> |  | リース債権<br>(百万円) | リース投資資産<br>(百万円) | 1年以内 |  | 498 | 1年超<br>2年以内 |  | 401 | 2年超<br>3年以内 |  | 304 | 3年超<br>4年以内 |  | 181 | 4年超<br>5年以内 |  | 92 | 5年超 |  | 49 | <p>1 ファイナンス・リース取引<br/>(借手側)<br/>所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>リース資産の内容<br/>同 左<br/>リース資産の減価償却の方法<br/>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸手側)<br/>(1)リース投資資産の内訳<br/>リース料債権部分 1,551百万円<br/>見積残存価額部分 8百万円<br/>受取利息相当額 212百万円<br/>リース投資資産 1,348百万円</p> <p>(2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権<br/>(百万円)</th> <th>リース投資資産<br/>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td></td><td>507</td></tr> <tr><td>1年超<br/>2年以内</td><td></td><td>397</td></tr> <tr><td>2年超<br/>3年以内</td><td></td><td>311</td></tr> <tr><td>3年超<br/>4年以内</td><td></td><td>190</td></tr> <tr><td>4年超<br/>5年以内</td><td></td><td>93</td></tr> <tr><td>5年超</td><td></td><td>51</td></tr> </tbody> </table> |  | リース債権<br>(百万円) | リース投資資産<br>(百万円) | 1年以内 |  | 507 | 1年超<br>2年以内 |  | 397 | 2年超<br>3年以内 |  | 311 | 3年超<br>4年以内 |  | 190 | 4年超<br>5年以内 |  | 93 | 5年超 |  | 51 |
|  | リース債権<br>(百万円)                                | リース投資資産<br>(百万円)                            |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年以内   |   | 536   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年超<br>2年以内  |   | 423   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 2年超<br>3年以内  |   | 323   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 3年超<br>4年以内  |   | 225   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 4年超<br>5年以内  |   | 100   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 5年超  |   | 55  |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
|  | リース債権<br>(百万円)                                | リース投資資産<br>(百万円)                            |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年以内   |   | 498   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年超<br>2年以内  |   | 401   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 2年超<br>3年以内  |   | 304   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 3年超<br>4年以内  |   | 181   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 4年超<br>5年以内  |   | 92  |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 5年超  |   | 49  |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
|  | リース債権<br>(百万円)                                | リース投資資産<br>(百万円)                            |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年以内   |   | 507   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年超<br>2年以内  |   | 397   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 2年超<br>3年以内  |   | 311   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 3年超<br>4年以内  |   | 190   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 4年超<br>5年以内  |   | 93  |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 5年超  |   | 51  |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| <p>2 オペレーティング・リース取引<br/>(貸手側)<br/>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1年内</td><td>36百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>56百万円</td></tr> </tbody> </table>  | 1年内   | 36百万円                                       | 1年超              | 20百万円 | 合計   | 56百万円   | <p>2 オペレーティング・リース取引<br/>(貸手側)<br/>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1年内</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>44百万円</td></tr> </tbody> </table> | 1年内   | 31百万円  | 1年超  | 12百万円   | 合計    | 44百万円       | <p>2 オペレーティング・リース取引<br/>(貸手側)<br/>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1年内</td><td>33百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>49百万円</td></tr> </tbody> </table> | 1年内 | 33百万円       | 1年超 | 16百万円 | 合計  | 49百万円 |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年内  | 36百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年超  | 20百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 合計   | 56百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年内  | 31百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年超  | 12百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 合計   | 44百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年内  | 33百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 1年超  | 16百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| 合計   | 49百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| <p>3 転リース取引</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>リース投資資産</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>リース債務</td><td>84百万円</td></tr> </tbody> </table>   | リース投資資産                                       | 84百万円                                       | リース債務            | 84百万円 | <p>3 転リース取引</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>リース投資資産</td><td>114百万円</td></tr> <tr><td>リース債務</td><td>114百万円</td></tr> </tbody> </table> | リース投資資産 | 114百万円  | リース債務 | 114百万円 | <p>3 転リース取引</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>リース投資資産</td><td>86百万円</td></tr> <tr><td>リース債務</td><td>86百万円</td></tr> </tbody> </table> | リース投資資産 | 86百万円 | リース債務       | 86百万円   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| リース投資資産  | 84百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| リース債務  | 84百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| リース投資資産  | 114百万円  |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| リース債務  | 114百万円  |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| リース投資資産  | 86百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |
| リース債務  | 86百万円   |   |                  |       |  |         |   |       |        |  |         |       |             |   |     |             |     |       |     |       |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |  |  |                |                  |      |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |     |             |  |    |     |  |    |

## (金融商品関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、借入金、新株予約権付社債、支払承諾及び支払承諾見返については、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(単位：百万円)

|                  | 中間連結<br>貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額   |
|------------------|----------------------|---------|-------|
| (1) 現金預け金        | 68,530               | 67,849  | 680   |
| (2) コールローン及び買入手形 | 5,352                | 5,352   |       |
| (3) 金銭の信託        | 2,669                | 2,669   |       |
| (4) 有価証券         |                      |         |       |
| 満期保有目的の債券        | 11,790               | 12,239  | 448   |
| その他有価証券          | 127,159              | 127,159 |       |
| (5) 貸出金          | 426,474              |         |       |
| 貸倒引当金(*1)        | 6,142                |         |       |
|                  | 420,331              | 428,397 | 8,066 |
| 資産計              | 635,834              | 643,668 | 7,833 |
| (1) 預金           | 618,414              | 620,146 | 1,731 |
| 負債計              | 618,414              | 620,146 | 1,731 |
| デリバティブ取引(*2)     |                      |         |       |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | ( 0 )                | ( 0 )   |       |
| ヘッジ会計が適用されているもの  |                      |         |       |
| デリバティブ取引計        | ( 0 )                | ( 0 )   |       |

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 金銭の信託

金銭の信託は、契約上満期のない商品と同様の性格を有していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場

合と比べ、「有価証券」は962百万円増加、「繰延税金資産」は224百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は737百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分            | 中間連結貸借対照表計上額 |
|---------------|--------------|
| 非上場株式(*1)(*2) | 441          |
| 組合出資金(*3)     | 193          |
| 合計            | 634          |

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務及び有価証券運用を中心とした銀行業を中心にクレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達、及び貸出等の与信業務、有価証券投資等による資産運用を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

また、当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたデリバティブ取引であり、投機目的での積極的利用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、約8割は国内の中小企業取引先及び個人に対するものであり、国内を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、及びその他保有目的（純投資目的、政策投資目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、普通預金及び固定金利による定期預金を中心とする預金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。資産・負債には、金利の長短ミスマッチがあり、金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には金利スワップ取引があり、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である銀行業の預金勘定における仕組預金に関わる金利リスクに対して「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程及び融資・管理業務に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

( ) 金利リスクの管理

当行グループは、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。ALM及びリスク管理に関する諸規程等において、リスク管理方法や手続等を明記しており、リスクの統合的な管理を行うリスク管理委員会の審議を経て取締役会において決定された金利リスク等に関する管理方針に基づき、常務会及び取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはコンプライアンス・リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

( ) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。証券国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを回避しております。

( ) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、常務会において期毎に定める有価証券投資に係る基本方針に基づき、常務会の監督の下、投資運用規程に従い行われております。このうち、純投資目的で保有しているものについては、証券国際業務の運営基準に投資限度額等の設定を行っているほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。業務・資本提携を含む政策投資目的で保有しているものについては、経営部及び営業企画部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

( ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の権限、取引の手続等リスク管理上の規程を制定し、取引

の実行及び管理は証券国際部が行っており、毎月月末時点における想定元本、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会に報告しております。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、外国為替、借入金、新株予約権付社債、支払承諾及び支払承諾見返については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(単位：百万円)

|                  | 連結貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額   |
|------------------|------------|---------|-------|
| (1) 現金預け金        | 59,611     | 58,935  | 675   |
| (2) コールローン及び買入手形 | 5,000      | 5,000   |       |
| (3) 金銭の信託        | 2,686      | 2,686   |       |
| (4) 有価証券         |            |         |       |
| 満期保有目的の債券        | 11,789     | 12,131  | 341   |
| その他有価証券          | 125,257    | 125,257 |       |
| (5) 貸出金          | 427,838    |         |       |
| 貸倒引当金(*1)        | 6,844      |         |       |
|                  | 420,993    | 427,469 | 6,475 |
| 資産計              | 625,338    | 631,480 | 6,141 |
| (1) 預金           | 611,451    | 613,162 | 1,711 |
| 負債計              | 611,451    | 613,162 | 1,711 |
| デリバティブ取引(*2)     |            |         |       |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 0          | 0       |       |
| ヘッジ会計が適用されているもの  |            |         |       |
| デリバティブ取引計        | 0          | 0       |       |

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法

##### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、仕組預け金以外の預け金は、元利金の将来キャッシュ・フローに預け先の信用リスク要因を反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。仕組預け金については、割引現在価値やオプション価格モデル等により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 金銭の信託

金銭の信託は、契約上満期のない商品と同様の性格を有していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格等によっております。投資信託

は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスクを反映させ、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,063百万円増加、「繰延税金資産」は234百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は829百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の将来キャッシュ・フローに信用リスク等に基づくリスク要因を反映させて、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を貸倒引当金として計上しております。よって、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式(*1)(*2) | 442        |
| 組合出資金(*3)     | 210        |
| 合計            | 653        |

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)当連結会計年度において、非上場株式について16百万円減損処理を行っております。

( \* 3 ) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                   | 1年以内    | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超    |
|-------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預け金               | 42,404  |             |             |             |              | 3,000   |
| コールローン及び買入手形      | 5,000   |             |             |             |              |         |
| 有価証券( * 1 )       | 9,399   | 19,261      | 22,332      | 14,706      | 39,587       | 12,329  |
| 満期保有目的の債券         |         |             | 10,000      | 800         | 1,000        |         |
| うち国債              |         |             | 5,000       |             |              |         |
| 社債                |         |             | 5,000       | 300         |              |         |
| その他の証券            |         |             |             | 500         | 1,000        |         |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 9,399   | 19,261      | 12,332      | 13,906      | 38,587       | 12,329  |
| うち国債              | 2,500   | 4,827       | 685         | 7,895       | 13,000       | 7,500   |
| 地方債               | 19      |             | 1,200       |             | 1,687        |         |
| 社債                | 6,080   | 11,034      | 7,847       | 3,411       | 18,800       | 4,829   |
| その他の証券            | 800     | 3,400       | 2,600       | 2,600       | 5,100        |         |
| 貸出金( * 2 )        | 79,341  | 73,147      | 59,904      | 47,683      | 45,254       | 84,980  |
| 合計                | 136,145 | 92,408      | 82,236      | 62,389      | 84,842       | 100,309 |

( \* 1 ) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、貸借対照表価額とは一致いたしません。

( \* 2 ) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない119,894百万円、期間の定めのないもの17,631百万円及び金銭の信託2,686百万円は含めておりません。

(注 4) 預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|         | 1年以内    | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金( * ) | 498,267 | 71,131      | 31,744      | 9,679       | 499          | 128  |

( \* ) 要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

[前へ](#) [次へ](#)

## (有価証券関係)

## 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

|     | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|-----|-------------------|---------|---------|
| 国債  | 4,999             | 5,220   | 220     |
| 社債  | 5,588             | 5,751   | 163     |
| その他 | 2,500             | 2,409   | 90      |
| 合計  | 13,088            | 13,381  | 293     |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

|     | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) |
|-----|-----------|-------------------|-----------|
| 株式  | 11,284    | 9,005             | 2,278     |
| 債券  | 86,340    | 87,920            | 1,580     |
| 国債  | 33,470    | 34,239            | 769       |
| 地方債 | 1,724     | 1,760             | 36        |
| 社債  | 51,146    | 51,921            | 775       |
| その他 | 25,039    | 23,643            | 1,395     |
| 合計  | 122,663   | 120,569           | 2,094     |

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、46百万円(うち株式46百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について(中間)連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末日においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,075百万円増加、「繰延税金資産」は208百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は867百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

|         | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| その他有価証券 |         |
| 非上場株式   | 639     |
| 非上場社債   | 1,626   |
| 出資証券    | 257     |

当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1．満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

|                            | 種類  | 中間連結貸借<br>対照表計上額<br>(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------------|-----|---------------------------|---------|---------|
| 時価が中間連結貸借対<br>照表計上額を超えるもの  | 国債  | 4,999                     | 5,236   | 236     |
|                            | 社債  | 4,990                     | 5,231   | 240     |
|                            | その他 | 500                       | 503     | 3       |
|                            | 小計  | 10,490                    | 10,971  | 480     |
| 時価が中間連結貸借対<br>照表計上額を超えないもの | 国債  |                           |         |         |
|                            | 社債  | 300                       | 268     | 31      |
|                            | その他 | 1,000                     | 999     | 0       |
|                            | 小計  | 1,300                     | 1,267   | 32      |
| 合計                         |     | 11,790                    | 12,239  | 448     |

2．その他有価証券（平成22年9月30日現在）

|                              | 種類  | 中間連結貸借<br>対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------------|-----|---------------------------|-----------|---------|
| 中間連結貸借対照表計<br>上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 635                       | 412       | 223     |
|                              | 債券  | 89,503                    | 86,997    | 2,505   |
|                              | 国債  | 36,802                    | 35,826    | 975     |
|                              | 地方債 | 4,568                     | 4,433     | 134     |
|                              | 社債  | 48,132                    | 46,737    | 1,395   |
|                              | その他 | 10,241                    | 10,100    | 141     |
|                              | 小計  | 100,380                   | 97,510    | 2,870   |
| 中間連結貸借対照表計<br>上額が取得原価を超えないもの | 株式  | 6,357                     | 9,043     | 2,686   |
|                              | 債券  | 8,835                     | 8,858     | 23      |
|                              | 国債  | 3,999                     | 3,999     | 0       |
|                              | 地方債 | 1,535                     | 1,539     | 4       |
|                              | 社債  | 3,301                     | 3,319     | 18      |
|                              | その他 | 11,586                    | 12,882    | 1,295   |
|                              | 小計  | 26,779                    | 30,784    | 4,005   |
| 合計                           |     | 127,159                   | 128,295   | 1,135   |

3．減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、645百万円（うち株式645百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄

柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

|                          | 種類  | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------------------------|-----|-------------------------|---------|---------|
| 時価が連結貸借対照表<br>計上額を超えるもの  | 国債  | 4,999                   | 5,217   | 217     |
|                          | 社債  | 4,989                   | 5,208   | 218     |
|                          | その他 | 500                     | 505     | 5       |
|                          | 小計  | 10,489                  | 10,931  | 441     |
| 時価が連結貸借対照表<br>計上額を超えないもの | 国債  |                         |         |         |
|                          | 社債  | 300                     | 261     | 38      |
|                          | その他 | 1,000                   | 938     | 61      |
|                          | 小計  | 1,300                   | 1,200   | 99      |
| 合計                       |     | 11,789                  | 12,131  | 341     |

2. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

|                            | 種類  | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------------|-----|-------------------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えるもの  | 株式  | 1,007                   | 715       | 291     |
|                            | 債券  | 82,758                  | 80,797    | 1,960   |
|                            | 国債  | 36,534                  | 35,679    | 855     |
|                            | 地方債 | 2,357                   | 2,311     | 46      |
|                            | 社債  | 43,866                  | 42,807    | 1,058   |
|                            | その他 | 6,215                   | 6,102     | 112     |
|                            | 小計  | 89,980                  | 87,616    | 2,364   |
| 連結貸借対照表計上額<br>が取得原価を超えないもの | 株式  | 7,276                   | 9,762     | 2,485   |
|                            | 債券  | 10,764                  | 10,824    | 60      |
|                            | 国債  | 1,016                   | 1,019     | 2       |
|                            | 地方債 | 599                     | 600       | 0       |
|                            | 社債  | 9,148                   | 9,205     | 57      |
|                            | その他 | 17,235                  | 18,324    | 1,089   |
|                            | 小計  | 35,276                  | 38,911    | 3,634   |
| 合計                         |     | 125,257                 | 126,527   | 1,270   |

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

|     | 売却額（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|-----|----------|------------------|------------------|
| 株式  | 1,438    | 150              | 63               |
| 債券  | 8,506    | 148              |                  |
| 国債  | 4,499    | 0                |                  |
| 社債  | 4,006    | 147              |                  |
| その他 | 1,059    | 3                | 9                |
| 合計  | 11,004   | 302              | 72               |

4. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、349百万円（うち株式349百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

|           | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 評価差額(百万円) |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| その他の金銭の信託 | 2,662     | 2,662             |           |

当中間連結会計期間末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

|           | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) | うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円) | うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円) |
|-----------|-------------------|-----------|---------|--------------------------------|---------------------------------|
| その他の金銭の信託 | 2,669             | 2,669     |         |                                |                                 |

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

|           | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円) |
|-----------|-----------------|-----------|---------|------------------------------|-------------------------------|
| その他の金銭の信託 | 2,686           | 2,686     |         |                              |                               |

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

|                        | 金額(百万円) |
|------------------------|---------|
| 評価差額                   | 2,096   |
| その他有価証券                | 2,096   |
| ( )繰延税金負債              | 850     |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 2,946   |
| ( )少数株主持分相当額           | 26      |
| その他有価証券評価差額金           | 2,973   |

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

|                        | 金額(百万円) |
|------------------------|---------|
| 評価差額                   | 1,138   |
| その他有価証券                | 1,138   |
| ( )繰延税金負債              | 1,137   |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 2,275   |
| ( )少数株主持分相当額           | 23      |
| その他有価証券評価差額金           | 2,298   |

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

|                        | 金額(百万円) |
|------------------------|---------|
| 評価差額                   | 1,272   |
| その他有価証券                | 1,272   |
| ( )繰延税金負債              | 934     |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 2,206   |
| ( )少数株主持分相当額           | 32      |
| その他有価証券評価差額金           | 2,239   |

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

金利関連取引における金利スワップについては、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分      | 種類      | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物    |           |         |           |
|         | 通貨オプション |           |         |           |
| 店頭      | 通貨スワップ  |           |         |           |
|         | 為替予約    | 34        | 34      | 0         |
|         | 通貨オプション |           |         |           |
|         | その他     |           |         |           |
|         | 合計      |           | 34      | 0         |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

|         | 種類      | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物    |           |                    |         |           |
|         | 売建      |           |                    |         |           |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | 通貨オプション |           |                    |         |           |
| 店頭      | 売建      |           |                    |         |           |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | 通貨スワップ  |           |                    |         |           |
|         | 為替予約    |           |                    |         |           |
|         | 売建      | 2         |                    | 2       | 0         |
|         | 買建      | 29        |                    | 29      | 0         |
|         | 通貨オプション |           |                    |         |           |
|         | 売建      |           |                    |         |           |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | その他     |           |                    |         |           |
| 売建      |         |           |                    |         |           |
| 買建      |         |           |                    |         |           |
|         | 合計      |           |                    | 31      | 0         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 .ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

| ヘッジ会計の方法    | 種類                  | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約等のうち<br>1年超のもの<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|---------------------|---------|---------------|---------------------------|-------------|
| 原則的処理方法     |                     |         |               |                           |             |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ<br>受取固定・支払変動 | 定期預金    | 15,347        | 15,347                    | (注) 2       |
|             | 合計                  |         |               |                           |             |

(注) 1 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている定期預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

|         | 種類      | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物    |           |                    |         |           |
|         | 売建      |           |                    |         |           |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | 通貨オプション |           |                    |         |           |
| 店頭      | 売建      |           |                    |         |           |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | 通貨スワップ  |           |                    |         |           |
|         | 為替予約    |           |                    |         |           |
|         | 売建      | 27        |                    | 27      | 0         |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | 通貨オプション |           |                    |         |           |
|         | 売建      |           |                    |         |           |
|         | 買建      |           |                    |         |           |
|         | その他     |           |                    |         |           |
| 売建      |         |           |                    |         |           |
| 買建      |         |           |                    |         |           |
|         | 合計      |           |                    | 27      | 0         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

| ヘッジ会計の方法    | 種類                  | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約等のうち<br>1年超のもの<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|---------------------|---------|---------------|---------------------------|-------------|
| 原則的処理方法     |                     |         |               |                           |             |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ<br>受取固定・支払変動 | 定期預金    | 21,133        | 21,133                    | (注) 2       |
|             | 合計                  |         |               |                           |             |

(注) 1 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている定期預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

|                       | 銀行業務<br>(百万円) | リース業務<br>(百万円) | その他の業務<br>(百万円) | 計<br>(百万円) | 消去又は<br>全社(百万円) | 連結<br>(百万円) |
|-----------------------|---------------|----------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益                  |               |                |                 |            |                 |             |
| (1) 外部顧客に対する<br>経常収益  | 7,311         | 469            | 243             | 8,024      | -               | 8,024       |
| (2) セグメント間の内部<br>経常収益 | 47            | 26             | 64              | 138        | (138)           | -           |
| 計                     | 7,359         | 495            | 308             | 8,163      | (138)           | 8,024       |
| 経常費用                  | 6,577         | 439            | 276             | 7,293      | (131)           | 7,161       |
| 経常利益                  | 782           | 56             | 31              | 870        | (6)             | 863         |

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

|                          | 銀行業務<br>(百万円) | リース業務<br>(百万円) | その他の業務<br>(百万円) | 計<br>(百万円) | 消去又は<br>全社(百万円) | 連結<br>(百万円) |
|--------------------------|---------------|----------------|-----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益                     |               |                |                 |            |                 |             |
| (1) 外部顧客に対する<br>経常収益     | 14,490        | 884            | 494             | 15,868     |                 | 15,868      |
| (2) セグメント間の内部<br>経常収益    | 83            | 40             | 123             | 247        | (247)           |             |
| 計                        | 14,573        | 924            | 617             | 16,116     | (247)           | 15,868      |
| 経常費用                     | 13,669        | 834            | 488             | 14,992     | (223)           | 14,768      |
| 経常利益                     | 904           | 89             | 129             | 1,123      | (23)            | 1,100       |
| 資産、減価償却費、減損損<br>失及び資本的支出 |               |                |                 |            |                 |             |
| 資産                       | 650,514       | 1,980          | 23,267          | 675,763    | (16,442)        | 659,320     |
| 減価償却費                    | 1,204         | 10             | 6               | 1,221      |                 | 1,221       |
| 減損損失                     |               |                |                 |            |                 |             |
| 資本的支出                    | 452           | 48             | 1               | 501        |                 | 501         |

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

## 1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結される子会社2社で構成され、銀行業を中心に、リース事業、クレジットカード事業及び信用保証事業といった金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、預金、貸出、有価証券投資、内国為替、外国為替及び証券投資信託や保険商品等の窓口販売業務等を行っております。「リース業務」は、ファイナンス・リース等の業務を行っております。

## 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

|                    | 報告セグメント |       |         | その他    | 合計      | 調整額    | 中間連結財務諸表計上額 |
|--------------------|---------|-------|---------|--------|---------|--------|-------------|
|                    | 銀行業務    | リース業務 | 計       |        |         |        |             |
| 経常収益               |         |       |         |        |         |        |             |
| (1) 外部顧客に対する経常収益   | 7,460   | 368   | 7,828   | 236    | 8,065   |        | 8,065       |
| (2) セグメント間の内部経常収益  | 31      | 10    | 42      | 56     | 98      | 98     |             |
| 計                  | 7,491   | 379   | 7,871   | 293    | 8,164   | 98     | 8,065       |
| セグメント利益            | 518     | 23    | 541     | 105    | 646     | 3      | 643         |
| セグメント資産            | 659,987 | 1,820 | 661,808 | 21,847 | 683,655 | 15,685 | 667,970     |
| セグメント負債            | 636,260 | 1,327 | 637,587 | 20,856 | 658,443 | 15,182 | 643,260     |
| その他の項目             |         |       |         |        |         |        |             |
| 減価償却費              | 509     | 6     | 516     | 3      | 519     |        | 519         |
| 資金運用収益             | 5,661   | 2     | 5,663   | 97     | 5,761   | 25     | 5,735       |
| 資金調達費用             | 613     | 8     | 621     | 14     | 636     | 23     | 613         |
| 特別利益               | 92      |       | 92      | 0      | 92      |        | 92          |
| (償却債権取立益)          | 92      |       | 92      | 0      | 92      |        | 92          |
| 特別損失               | 25      | 0     | 25      |        | 25      |        | 25          |
| (固定資産処分損)          | 12      | 0     | 12      |        | 12      |        | 12          |
| (減損損失)             | 1       |       | 1       |        | 1       |        | 1           |
| (その他の特別損失)         | 11      |       | 11      |        | 11      |        | 11          |
| 税金費用               | 202     | 0     | 203     | 31     | 234     | 0      | 233         |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 216     | 5     | 222     | 2      | 220     |        | 220         |

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業、信用保証業であります。

3 経常収益の調整額 98百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益の調整額 3百万円は、セグメント間取引消去であります。

5 セグメント資産の調整額 15,685百万円は、セグメント間取引消去であります。

6 セグメント負債の調整額 15,182百万円は、セグメント間取引消去であります。

7 資金運用収益の調整額 25百万円は、セグメント間取引消去であります。

8 資金調達費用の調整額 23百万円は、セグメント間取引消去であります。

- 9 税金費用の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。  
10 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

|                  | 貸出業務  | 有価証券<br>投資業務 | 役務取引業務 | その他 | 合計    |
|------------------|-------|--------------|--------|-----|-------|
| 外部顧客に対する<br>経常収益 | 4,817 | 1,472        | 1,180  | 595 | 8,065 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

|      | 報告セグメント |       |   | その他 | 合計 |
|------|---------|-------|---|-----|----|
|      | 銀行業務    | リース業務 | 計 |     |    |
| 減損損失 | 1       |       | 1 |     | 1  |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

|                                 |   | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日) | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日) |
|---------------------------------|---|--|--|--|
| 1株当たり純資産額                       | 円 | 183.00                                   | 192.51                                   | 190.99                                 |
| 1株当たり<br>中間(当期)純利益金額            | 円 | 5.44                                     | 3.48                                     | 8.01                                   |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり<br>中間(当期)純利益金額 | 円 | 4.84                                     | 3.09                                     | 7.12                                   |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

|                                       | 前中間連結会計期間末<br>平成21年9月30日 | 当中間連結会計期間末<br>平成22年9月30日 | 前連結会計年度末<br>平成22年3月31日 |
|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額(百万円)                        | 23,328                   | 24,709                   | 24,492                 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)                | 367                      | 467                      | 440                    |
| (うち少数株主持分)                            | 367                      | 467                      | 440                    |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)             | 22,960                   | 24,242                   | 24,052                 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株) | 125,470                  | 125,929                  | 125,933                |

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

|                         |     | 前中間連結会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日) | 前連結会計年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日) |
|-------------------------|-----|--|--|--|
| 1株当たり中間(当期)純利益金額        |     |  |  |  |
| 中間(当期)純利益               | 百万円 | 682                                      | 437                                      | 1,004                                  |
| 普通株主に帰属しない金額            | 百万円 |  |  |  |
| 普通株式に係る中間(当期)純利益        | 百万円 | 682                                      | 437                                      | 1,004                                  |
| 普通株式の(中間)期中平均株式数        | 千株  | 125,433                                  | 125,932                                  | 125,473                                |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 |     |  |  |  |
| 中間(当期)純利益調整額            | 百万円 |  |  |  |
| 普通株式増加額                 | 千株  | 15,716                                   | 15,716                                   | 15,716                                 |
| うち新株予約権                 | 千株  | 15,716                                   | 15,716                                   | 15,716                                 |

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

|                 |   |       | (単位：百万円)                                    |       |
|-----------------|---|-------|---|-------|
|                 | 前第2四半期連結会計期間<br>(自平成21年7月1日<br>至平成21年9月30日) |       | 当第2四半期連結会計期間<br>(自平成22年7月1日<br>至平成22年9月30日) |       |
| 経常収益            |   | 4,007 |   | 3,977 |
| 資金運用収益          |   | 3,066 |   | 2,817 |
| (うち貸出金利息)       |   | 2,555 |   | 2,417 |
| (うち有価証券利息配当金)   |   | 477   |   | 379   |
| 役務取引等収益         |   | 562   |   | 554   |
| その他業務収益         |   | 269   |   | 449   |
| その他経常収益         |   | 109   |   | 156   |
| 経常費用            |   | 3,717 |   | 3,841 |
| 資金調達費用          |   | 437   |   | 304   |
| (うち預金利息)        |   | 417   |   | 286   |
| 役務取引等費用         |   | 221   |   | 235   |
| その他業務費用         |   | 328   |   | 203   |
| 営業経費            |   | 2,334 |   | 2,284 |
| その他経常費用         | 1   | 394   | 1   | 812   |
| 経常利益            |   | 290   |   | 135   |
| 特別利益            |   | 27    |   | 317   |
| 貸倒引当金戻入益        |   |       |   | 250   |
| 償却債権取立益         |   | 27    |   | 66    |
| 特別損失            |   | 0     |   | 4     |
| 固定資産処分損         |   | 0     |   | 2     |
| 減損損失            |   |       |   | 1     |
| 税金等調整前四半期純利益    |   | 317   |   | 449   |
| 法人税、住民税及び事業税    |   | 8     |   | 1     |
| 法人税等調整額         |   | 182   |   | 180   |
| 法人税等合計          |   | 190   |   | 182   |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 |   |       |   | 266   |
| 少数株主利益          |   | 16    |   | 24    |
| 四半期純利益          |   | 109   |   | 242   |

| 前第2四半期連結会計期間<br>(自平成21年7月1日<br>至平成21年9月30日)               | 当第2四半期連結会計期間<br>(自平成22年7月1日<br>至平成22年9月30日)               |
|---|---|
| 1 その他経常費用には、貸出金償却56百万円、貸倒引当金繰入額238百万円、株式等償却46百万円を含んでおります。 | 1 その他経常費用には、貸出金償却225百万円、株式等売却損227百万円、株式等償却260百万円を含んでおります。 |



(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

|               | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の<br>要約損益計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|---------------|---|---|---|
| 経常収益          | 7,359                                       | 7,491                                       | 14,573  |
| 資金運用収益        | 6,054                                       | 5,661                                       | 11,869  |
| (うち貸出金利息)     | 4,977                                       | 4,743                                       | 9,853   |
| (うち有価証券利息配当金) | 1,017                                       | 881   | 1,914   |
| 役務取引等収益       | 1,071                                       | 1,067                                       | 2,151   |
| その他業務収益       | 46  | 601   | 211   |
| その他経常収益       | 187   | 161   | 341   |
| 経常費用          | 6,577                                       | 6,973                                       | 13,669  |
| 資金調達費用        | 899   | 613   | 1,640   |
| (うち預金利息)      | 862   | 576   | 1,562   |
| 役務取引等費用       | 502   | 525   | 944   |
| その他業務費用       | 129   | 89  | 227   |
| 営業経費          | 1 4,519                                     | 1 4,483                                     | 8,985   |
| その他経常費用       | 2 525                                       | 2 1,261                                     | 2 1,870   |
| 経常利益          | 782   | 518   | 904   |
| 特別利益          | 94  | 92  | 199   |
| 特別損失          | 1   | 3 25  | 21  |
| 税引前中間純利益      | 875   | 585   | 1,083   |
| 法人税、住民税及び事業税  | 15  | 10  | 25  |
| 法人税等調整額       | 219   | 192   | 169   |
| 法人税等合計        | 234   | 202   | 194   |
| 中間純利益         | 640   | 382   | 888   |

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

|                 | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の<br>株主資本等変動計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|-----------------|---|---|--|
| <b>株主資本</b>     |   |   |  |
| <b>資本金</b>      |   |   |  |
| 前期末残高           | 14,706                                      | 14,706                                      | 14,706   |
| 当中間期変動額         |   |   |  |
| 当中間期変動額合計       | -   | -   | -  |
| 当中間期末残高         | 14,706                                      | 14,706                                      | 14,706   |
| <b>資本剰余金</b>    |   |   |  |
| <b>資本準備金</b>    |   |   |  |
| 前期末残高           | 1,257                                       | 1,257                                       | 1,257  |
| 当中間期変動額         |   |   |  |
| 当中間期変動額合計       | -   | -   | -  |
| 当中間期末残高         | 1,257                                       | 1,257                                       | 1,257  |
| <b>資本剰余金合計</b>  |   |   |  |
| 前期末残高           | 1,257                                       | 1,257                                       | 1,257  |
| 当中間期変動額         |   |   |  |
| 当中間期変動額合計       | -   | -   | -  |
| 当中間期末残高         | 1,257                                       | 1,257                                       | 1,257  |
| <b>利益剰余金</b>    |   |   |  |
| <b>利益準備金</b>    |   |   |  |
| 前期末残高           | 147   | 172   | 147  |
| 当中間期変動額         |   |   |  |
| 利益準備金の積立        | 25  | 37  | 25   |
| 当中間期変動額合計       | 25  | 37  | 25   |
| 当中間期末残高         | 172   | 210   | 172  |
| <b>その他利益剰余金</b> |   |   |  |
| <b>別途積立金</b>    |   |   |  |
| 前期末残高           | 8,000                                       | 6,500                                       | 8,000  |
| 当中間期変動額         |   |   |  |
| 別途積立金の積立        | -   | 500   | -  |
| 別途積立金の取崩        | 1,500                                       | -   | 1,500  |
| 当中間期変動額合計       | 1,500                                       | 500   | 1,500  |
| 当中間期末残高         | 6,500                                       | 7,000                                       | 6,500  |
| <b>繰越利益剰余金</b>  |   |   |  |
| 前期末残高           | 833   | 1,402                                       | 833  |
| 当中間期変動額         |   |   |  |
| 利益準備金の積立        | 25  | 37  | 25   |
| 別途積立金の積立        | -   | 500   | -  |
| 別途積立金の取崩        | 1,500                                       | -   | 1,500  |
| 剰余金の配当          | 126   | 189   | 126  |
| 中間純利益           | 640   | 382   | 888  |
| 自己株式の処分         | 0   | 0   | 0  |
| 土地再評価差額金の取崩     | -   | 20  | -  |
| 当中間期変動額合計       | 1,988                                       | 365   | 2,236  |
| 当中間期末残高         | 1,154                                       | 1,037                                       | 1,402  |

(単位：百万円)

|                  | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の<br>株主資本等変動計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|------------------|---|---|--|
| <b>利益剰余金合計</b>   |   |   |  |
| 前期末残高            | 7,313                                       | 8,074                                       | 7,313  |
| <b>当中間期変動額</b>   |   |   |  |
| 利益準備金の積立         | -   | -   | -  |
| 別途積立金の積立         | -   | -   | -  |
| 別途積立金の取崩         | -   | -   | -  |
| 剰余金の配当           | 126   | 189   | 126  |
| 中間純利益            | 640   | 382   | 888  |
| 自己株式の処分          | 0   | 0   | 0  |
| 土地再評価差額金の取崩      | -   | 20  | -  |
| <b>当中間期変動額合計</b> | <b>514</b>                                  | <b>172</b>                                  | <b>761</b>   |
| 当中間期末残高          | 7,827                                       | 8,247                                       | 8,074  |
| <b>自己株式</b>      |   |   |  |
| 前期末残高            | 37  | 37  | 37   |
| <b>当中間期変動額</b>   |   |   |  |
| 自己株式の取得          | 0   | 0   | 0  |
| 自己株式の処分          | 0   | 0   | 0  |
| <b>当中間期変動額合計</b> | <b>0</b>                                    | <b>0</b>                                    | <b>0</b>   |
| 当中間期末残高          | 37  | 37  | 37   |
| <b>株主資本合計</b>    |   |   |  |
| 前期末残高            | 23,238                                      | 24,000                                      | 23,238   |
| <b>当中間期変動額</b>   |   |   |  |
| 剰余金の配当           | 126   | 189   | 126  |
| 中間純利益            | 640   | 382   | 888  |
| 自己株式の取得          | 0   | 0   | 0  |
| 自己株式の処分          | 0   | 0   | 0  |
| 土地再評価差額金の取崩      | -   | 20  | -  |
| <b>当中間期変動額合計</b> | <b>514</b>                                  | <b>172</b>                                  | <b>761</b>   |
| 当中間期末残高          | 23,752                                      | 24,173                                      | 24,000   |

(単位：百万円)

|                       | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度の<br>株主資本等変動計算書<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|-----------------------|---|---|--|
| <b>評価・換算差額等</b>       |   |   |  |
| その他有価証券評価差額金          |   |   |  |
| 前期末残高                 | 6,534                                       | 2,313                                       | 6,534  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 3,493                                       | 50  | 4,221  |
| 当中間期変動額合計             | 3,493                                       | 50  | 4,221  |
| 当中間期末残高               | 3,041                                       | 2,363                                       | 2,313  |
| 土地再評価差額金              |   |   |  |
| 前期末残高                 | 1,897                                       | 1,897                                       | 1,897  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | -   | 20  | -  |
| 当中間期変動額合計             | -   | 20  | -  |
| 当中間期末残高               | 1,897                                       | 1,917                                       | 1,897  |
| 評価・換算差額等合計            |   |   |  |
| 前期末残高                 | 4,637                                       | 416   | 4,637  |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 3,493                                       | 29  | 4,221  |
| 当中間期変動額合計             | 3,493                                       | 29  | 4,221  |
| 当中間期末残高               | 1,144                                       | 445   | 416  |
| 純資産合計                 |   |   |  |
| 前期末残高                 | 18,601                                      | 23,584                                      | 18,601   |
| 当中間期変動額               |   |   |  |
| 剰余金の配当                | 126   | 189   | 126  |
| 中間純利益                 | 640   | 382   | 888  |
| 自己株式の取得               | 0   | 0   | 0  |
| 自己株式の処分               | 0   | 0   | 0  |
| 土地再評価差額金の取崩           | -   | 20  | -  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 3,493                                       | 29  | 4,221  |
| 当中間期変動額合計             | 4,007                                       | 142   | 4,982  |
| 当中間期末残高               | 22,608                                      | 23,727                                      | 23,584   |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

|                       | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)   | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)  | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)   |
|-----------------------|---|--|---|
| 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法   | 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。  | 同 左  | 同 左   |
| 2 有価証券の評価基準及び評価方法     | <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)<br/>売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間会計期間末日においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,075百万円増加、「繰延税金資産」は208百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は867百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> | <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> | <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> |
| 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。   | 同 左  | 同 左   |

|                | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)   | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)   | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)  |
|----------------|---|---|--|
| 4 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。<br>また、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物：5年～50年<br>その他：3年～20年 | (1) 有形固定資産<br>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。<br>また、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物：6年～50年<br>その他：3年～20年 | (1) 有形固定資産<br>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物：5年～50年<br>その他：3年～20年 |
|                | (2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。   | (2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br>同 左   | (2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br>同 左  |
|                | (3) リース資産<br>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。                   | (3) リース資産<br>同 左  | (3) リース資産<br>同 左   |

|            | 前中間会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)   | 当中間会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)   | 前事業年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)   |
|------------|--|--|--|
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> |

|  | 前中間会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)  | 当中間会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日)  | 前事業年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)  |
|--|---|---|---|
|  | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,657百万円であります。</p> | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,404百万円であります。</p> | <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,866百万円であります。</p> |
|  | <p>(2) 賞与引当金<br/>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>  | <p>(2) 賞与引当金<br/>同 左</p>  | <p>(2) 賞与引当金<br/>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>  |

|  | 前中間会計期間<br>(自平成21年4月1日<br>至平成21年9月30日)  | 当中間会計期間<br>(自平成22年4月1日<br>至平成22年9月30日) | 前事業年度<br>(自平成21年4月1日<br>至平成22年3月31日)   |
|--|---|--|--|
|  | <p>(3) 退職給付引当金<br/>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理<br/>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> | <p>(3) 退職給付引当金<br/>同左</p>              | <p>(3) 退職給付引当金<br/>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理<br/>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更)<br/>当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は287百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生の翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p> |
|  | <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金<br/>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>   | <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金<br/>同左</p>          | <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金<br/>同左</p>  |

|                        | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |
|------------------------|--|---|---|
|                        | (5) 偶発損失引当金<br>偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。   | (5) 偶発損失引当金<br>同 左                          | (5) 偶発損失引当金<br>同 左                        |
| 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。   | 同 左   | 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。        |
| 7 リース取引の処理方法           | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。  | 同 左   | 同 左                                       |
| 8 ヘッジ会計の方法             | (イ) 金利リスク・ヘッジ<br>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 | (イ) 金利リスク・ヘッジ<br>同 左                        | (イ) 金利リスク・ヘッジ<br>同 左                      |

|             | 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)   |
|-------------|--|---|---|
|             | <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ<br/>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> | <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ<br/>同 左</p>              | <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ<br/>同 左</p>  |
| 9 消費税等の会計処理 | <p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>  | 同 左   | <p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p> |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日) | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)  | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)  |
|---|--|--|
|   | <p>(資産除去債務に関する会計基準)<br/>当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は6百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は7百万円であります。</p> | <p>(金融商品に関する会計基準)<br/>当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。これによる経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間会計期間末<br>(平成22年9月30日)  | 前事業年度末<br>(平成22年3月31日)   |
|---|---|--|
| <p>1 関係会社の株式総額<br/>496百万円</p> <p>2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,659百万円、延滞債権額は18,163百万円であります。<br/>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。<br/>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は291百万円であります。<br/>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>1 関係会社の株式総額<br/>496百万円</p> <p>2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,332百万円、延滞債権額は16,833百万円であります。<br/>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。<br/>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は128百万円であります。<br/>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> | <p>1 関係会社の株式総額<br/>496百万円</p> <p>2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,747百万円、延滞債権額は17,278百万円であります。<br/>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。<br/>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は296百万円であります。<br/>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> |

| 前中間会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間会計期間末<br>(平成22年9月30日) | 前事業年度末<br>(平成22年3月31日) |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
|---|--------------------------|------------------------|-------|------|-------|------|----|----------|---|------|-----------|-------|------|-------|------|----|----------|--|------|-----------|-------|------|-------|------|----|----------|
| <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,079百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,194百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は8,290百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,094百万円であります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>11,971百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,405百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,101百万円を差し入れております。</p> | 有価証券                     | 11,971百万円              | その他資産 | 5百万円 | 現金預け金 | 5百万円 | 預金 | 2,405百万円 | <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,939百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,233百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は6,347百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,848百万円であります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,039百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,637百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,843百万円を差し入れております。</p> | 有価証券 | 12,039百万円 | その他資産 | 5百万円 | 現金預け金 | 5百万円 | 預金 | 2,637百万円 | <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,636百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,958百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は7,274百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,943百万円あります。</p> <p>9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>11,996百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,134百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券19,220百万円を差し入れております。</p> | 有価証券 | 11,996百万円 | その他資産 | 5百万円 | 現金預け金 | 5百万円 | 預金 | 2,134百万円 |
| 有価証券  | 11,971百万円                |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| その他資産   | 5百万円                     |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 現金預け金   | 5百万円                     |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 預金  | 2,405百万円                 |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 有価証券  | 12,039百万円                |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| その他資産   | 5百万円                     |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 現金預け金   | 5百万円                     |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 預金  | 2,637百万円                 |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 有価証券  | 11,996百万円                |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| その他資産   | 5百万円                     |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 現金預け金   | 5百万円                     |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |
| 預金  | 2,134百万円                 |                        |       |      |       |      |    |          |   |      |           |       |      |       |      |    |          |  |      |           |       |      |       |      |    |          |

| 前中間会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間会計期間末<br>(平成22年9月30日)   | 前事業年度末<br>(平成22年3月31日)  |
|---|--|---|
| <p>また、その他資産のうち、敷金は108百万円、保証金は44百万円です。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,637百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が27,237百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>また、その他資産のうち、敷金は99百万円、保証金は42百万円です。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,549百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が27,149百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> | <p>また、その他の資産のうち敷金は109百万円、保証金は43百万円です。</p> <p>10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,774百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が26,674百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> |

| 前中間会計期間末<br>(平成21年9月30日)  | 当中間会計期間末<br>(平成22年9月30日)  | 前事業年度末<br>(平成22年3月31日)  |
|---|---|---|
| <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日<br/>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,432百万円</p> | <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日<br/>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,646百万円</p> | <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日<br/>平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,432百万円</p> |
| <p>12 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,047百万円</p>  | <p>12 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,600百万円</p>  | <p>12 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,351百万円</p>  |
| <p>13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>   | <p>13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>   | <p>13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>   |

| 前中間会計期間末<br>(平成21年9月30日)   | 当中間会計期間末<br>(平成22年9月30日)   | 前事業年度末<br>(平成22年3月31日)   |
|--|--|--|
| 14 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。<br>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,626百万円であります。 | 14 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。<br>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,158百万円であります。 | 14 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。<br>15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,280百万円であります。 |

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)   | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |               |    |               |      |       |       |   |   |
|--|---|---|---------------|----|---------------|------|-------|-------|---|---|
| <p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 407百万円<br/>無形固定資産 181百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却51百万円、貸倒引当金繰入額347百万円及び株式等償却46百万円を含んでおります。</p> | <p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 315百万円<br/>無形固定資産 194百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却221百万円、貸倒引当金繰入額40百万円、株式等売却損227百万円及び株式等償却646百万円を含んでおります。</p> <p>3 当中間会計期間において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="595 891 933 1012"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失<br/>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県内</td> <td>営業用資産</td> <td>土地・建物</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用資産については、営業店単位をグルーピングの単位として取り扱っております。</p> <p>また、遊休資産等については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> | 場所  | 主な用途          | 種類 | 減損損失<br>(百万円) | 福島県内 | 営業用資産 | 土地・建物 | 1 | <p>2 その他経常費用には、貸出金償却297百万円、貸倒引当金繰入額1,012百万円及び株式等償却349百万円を含んでおります。</p> |
| 場所   | 主な用途  | 種類  | 減損損失<br>(百万円) |    |               |      |       |       |   |   |
| 福島県内   | 営業用資産   | 土地・建物                                     | 1             |    |               |      |       |       |   |   |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

|      | 前事業年度末<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間<br>末株式数 | 摘要  |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 |               |                  |                  |                 |     |
| 普通株式 | 185           | 9                | 3                | 191             | (注) |

注 自己株式の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

|      | 前事業年度末<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間<br>末株式数 | 摘要  |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 |               |                  |                  |                 |     |
| 普通株式 | 192           | 4                | 0                | 196             | (注) |

注 自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| 株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘要  |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----|
| 自己株式  |               |                |                |               |     |
| 普通株式  | 185           | 11             | 3              | 192           | (注) |

注 自己株式の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

| 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)   | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日) | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日) |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
|---|---|---|--------|-------|--------|-------|----|-------|------------|--|--------|-------|--------|-------|----|-------|------------|--|--------|-------|--------|-------|----|-------|--------------|--|--------|------|--------|-------|----|------|-----|------|-----|-------|----|------|--|---------|--|------------|--|------------|--|--------------|--|---|---------|--|--------|------|--------|-------|----|------|------------|--|--------|------|--------|-------|----|------|------------|--|--------|-------|--------|-------|----|-------|---------|--|--------|------|--------|-------|----|------|-----|------|-----|-------|----|------|
| <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>リース資産の内容<br/>・無形固定資産<br/>ソフトウェアであります。<br/>リース資産の減価償却の方法<br/>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr> </table> | 取得価額相当額                                     |   | 有形固定資産 | 21百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | 21百万円 | 減価償却累計額相当額 |  | 有形固定資産 | 21百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | 21百万円 | 減損損失累計額相当額 |  | 有形固定資産 | - 百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | - 百万円 | 中間会計期間末残高相当額 |  | 有形固定資産 | 0百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | 0百万円 | 1年内 | 0百万円 | 1年超 | - 百万円 | 合計 | 0百万円 | <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>リース資産の内容<br/>同 左</p> <p>リース資産の減価償却の方法<br/>同 左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> | 取得価額相当額 |  | 減価償却累計額相当額 |  | 減損損失累計額相当額 |  | 中間会計期間末残高相当額 |  | <p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>リース資産の内容<br/>同 左</p> <p>リース資産の減価償却の方法<br/>重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引<br/>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0百万円</td></tr> </table> | 取得価額相当額 |  | 有形固定資産 | 1百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | 1百万円 | 減価償却累計額相当額 |  | 有形固定資産 | 1百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | 1百万円 | 減損損失累計額相当額 |  | 有形固定資産 | - 百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | - 百万円 | 期末残高相当額 |  | 有形固定資産 | 0百万円 | 無形固定資産 | - 百万円 | 合計 | 0百万円 | 1年内 | 0百万円 | 1年超 | - 百万円 | 合計 | 0百万円 |
| 取得価額相当額   |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | 21百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 21百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 減価償却累計額相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | 21百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 21百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 減損損失累計額相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 中間会計期間末残高相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 1年内   | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 1年超   | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 取得価額相当額   |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 減価償却累計額相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 減損損失累計額相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 中間会計期間末残高相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 取得価額相当額   |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | 1百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 1百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 減価償却累計額相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | 1百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 1百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 減損損失累計額相当額  |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 期末残高相当額   |   |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 有形固定資産  | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 無形固定資産  | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 1年内   | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 1年超   | - 百万円                                       |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |
| 合計  | 0百万円  |   |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |            |  |        |       |        |       |    |       |              |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |  |         |  |            |  |            |  |              |  |   |         |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |      |        |       |    |      |            |  |        |       |        |       |    |       |         |  |        |      |        |       |    |      |     |      |     |       |    |      |

| 前中間会計期間<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成21年 9月30日)  | 当中間会計期間<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成22年 9月30日)  | 前事業年度<br>(自 平成21年 4月 1日<br>至 平成22年 3月31日)   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額<br/>支払リース料 26百万円<br/>減価償却費相当額 12百万円<br/>支払利息相当額 0百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法<br/>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額<br/>支払リース料 0百万円<br/>減価償却費相当額 0百万円<br/>支払利息相当額 0百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法<br/>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額<br/>支払リース料 14百万円<br/>減価償却費相当額 12百万円<br/>支払利息相当額 0百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法<br/>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> |

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

|       | 中間貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) |
|-------|-------------------------|
| 子会社株式 | 496                     |

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

|       | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-------|-------------------|
| 子会社株式 | 496               |

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

[前△](#)

#### 4 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 大東銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 大東銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 大東銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 大東銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。